

川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）に関する意見募集の実施結果について

1 概 要

本市では、地球温暖化対策について、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき取組を推進しているところですが、近年、台風による甚大な被害の発生など気候変動（地球温暖化）の影響が顕在化しつつあり、市民生活や事業活動に大きな影響のある喫緊の課題となっております。

川崎市は令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたところですが、このたび、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定案を取りまとめ、皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、62通（意見総数324件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和3年11月26日（金）から令和3年12月27日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・市政だより（12月1日号掲載）・市ホームページ・環境情報・ツイッター、メールマガジン・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館・各生活環境事業所・環境局地球環境推進室（市役所第3庁舎17階）・市民説明会、関係団体等への出前説明
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館・各生活環境事業所・環境局地球環境推進室（市役所第3庁舎17階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		62通（324件）
内	電子メール	43通（223件）
	FAX	13通（93件）
	郵送	0通（0件）
訳	持参	6通（8件）

4 御意見の内容と対応

第1章の計画改定の背景について、最新の社会動向を踏まえた内容に更新して欲しいといった意見や、第3章の施策について、再生可能エネルギーの取組を強化して欲しいなどについての御意見がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、川崎市の地球温暖化対策推進基本計画を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 第1章 計画改定の背景に関する こと	3	1	1	1	0	6
2 第2章 川崎市の地球温暖化対策 を取り巻く状況等に関する こと	1	2	0	1	0	4
3 第3章 2050年の将来ビジョンに 関すること	2	1	2	13	0	18
4 第4章 2030年の達成目標に関す ること	0	5	1	10	0	16
5 第5章 基本理念・基本的方向に 関すること	0	5	3	4	0	12
6 第6章 施策に関する こと	1	53	20	123	6	203
7 その他計画全般等に関する こと	0	32	4	25	4	65
計	7	99	31	177	10	324

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

【脱炭素戦略】

(1) 「第1章 計画改定の背景」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	P22 コラム4で示されているデータは気温 2℃上昇の場合である。IPCC のデータでは2040年までに1.5℃上昇する可能性があるとしているが気温 2℃上昇する根拠は何か。	P22 のコラム4のデータについては、IPCC の公表データではなく、アメリカ研究機関「クライメート・セントラル」の1データとしてお示ししたものです。	D
2	P25 22 行目について、環境省の小委員会（カーボンプライシングの活用の可能性に関する小委員会）は、平成30年7月に立ち上げられており、令和3年2月から再開（第12回）されているため、令和3年2月…の表現については修正が必要である。	国の小委員会については、平成30年7月に立ち上げ令和3年2月から再開されておりますので、御意見のとおり表現を修正しました。また、併せて、各省庁等の最新の動向を反映するため、「平成30（2018）年7月に環境省が小委員会を立ち上げ、令和3（2021）年8月に中間整理を公表しました。また、令和3（2021）年2月に経産省が研究会を立ち上げ、令和4（2022）2月に「GXリーグ基本構想」を公表し、それぞれ検討が進められています。」という表現を追加しました。 【P25の表現修正】	A
3	P25 23 行目について、2021年8月時点でそれぞれ研究会と小委員会が中間整理（取りまとめ）を公表しているため、表現の修正が必要である。	第1章については、最新の情報を掲載したいと考えておりますので、御意見を踏まえ、令和3年8月の中間整理の結果など各省庁等の最新の動向を反映するため、「平成30（2018）年7月に環境省が小委員会を立ち上げ、令和3（2021）年8月に中間整理を公表しました。また、令和3（2021）年2月に経産省が研究会を立ち上げ、令和4（2022）2月に「GXリーグ基本構想」を公表し、それぞれ検討が進められています。」という表現を追加しました。 【P25の表現修正】	A

4	P29「日本の太陽光導入設備容量は主要国最大であり」とあるが、「太陽光発電導入量」の間違いではないか。	御意見のとおり、国の引用と整合を図る必要がありますので、太陽光導入設備容量を「太陽光導入容量」に表現を修正しました。 【P29の表現修正】	A
5	本計画では、市民・事業者の行動変容を促すことを基本としているが、行動変容を促すためには、その動機として「科学に基づいた地球温暖化に対する認識」、「気候危機の認識」が市民の間で深まっていないことを、問題意識として明記する必要がある。	本計画では、気候変動に関する科学的見解や将来の影響などについて、P142に記載のとおり、全部で22のコラムを用いて説明しておりますので、こうした問題意識について、今後、市民の皆様に広く伝えるよう、わかりやすい周知・広報を進めてまいります。	C
6	令和元年東日本台風の影響等を実感しており、2030年目標の実現を最優先で考えるべきである。特に産業系の熱エネルギーの電化・脱炭素化は、グリーン水素の調達とコストが鍵になるともいわれている。グリーン水素では世界に遅れをとっているようにも見えて、国をあげての先取りした動きが必要ではないかと考えている。	脱炭素社会の実現に向けては、グリーン水素の調達とコストの課題解決は重要であるため、P120に記載のとおり、国とも連携しながら、CO ₂ フリー水素の輸入・供給拠点となるよう、取組を進めてまいります。	B

(2) 「第2章 川崎市の地球温暖化対策を取り巻く状況等」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	産業系の温室効果ガス排出量は全体の77%を占め、全国で断トツとのことで、産業系の排出量を如何に抑えられるかが重要課題だと思う。川崎市における企業へのアプローチを、ぜひ強めていただきたい。	P37に記載のとおり、本市は全国平均と比べて、産業系の温室効果ガス排出割合が大きいと、産業系の取組についても、P93に記載している「2. 基本的方向Ⅱに関する施策」のとおり、2030年度の目指すべき姿と2030年度のCO ₂ 削減目標の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。	B
8	P42の市域の温室効果ガス排出量の政令市比較において、GHG排出量・人口を記載されているが、GHG排出量と都市人口に直接的な関連があるような印象を受ける。事実としては、民生部門のGHG排出量比率は約15%であるため、産業部門のGHG排出量に大きく依存することを併記するか、人口はあくまでも参考として載せているので、カッコ書きにすべきである。	御意見を踏まえ、政令市ごとの温室効果ガス排出量の違いが、市民の努力の違いであるといったような印象を与えてしまうことのないよう、市内人口をカッコ書きに修正しました。 【P42の表現修正】	A
9	生ごみリサイクルの補助などが市民に知られていない実態、又、コンポスト堆肥の集積所を増加しないと家庭ではコンポストは使いきれないというような細かい問題を解決して積み上げてほしい。このような施策がより多くの市民の参加意識を強くしていくものと思う。	本市では、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金を交付し、生ごみリサイクルの循環を推進しております。また、コンポスト堆肥の集積所につきましては、令和3年度から市内農園等と連携し、市HPなどで堆肥回収を行える場所を広報しております。引き続き、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の交付及びそれに伴う広報等、生ごみリサイクルの取組を推進してまいります。	B

10	P49 に緑地関係の掲載があるが、温室効果ガスと何か関係があって掲載したのか。また、緑はどのくらい効果があるのか。	地球温暖化対策に向けては、二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）と気温上昇や短時間強雨等の気候変動影響に対する取組（適応策）の双方が重要です。緑は、P115 の基本的方向Ⅷ「多様なみどりが市民をつなぐまち」でお示ししているとおおり、日常生活に最も身近な CO ₂ 吸収源（緩和策）であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和（適応策）に寄与するものとなります。引き続き、庁内関係部局の連携により、樹林地保全や緑化推進等の取組を進めてまいります。	D
----	---	--	----------

(3) 「第3章 2050年の将来ビジョン」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p>P53 本計画のPR版について、紙媒体や市のホームページ、視聴率の低いローカルTVや購入率の落ちている新聞への折込などでは市民に浸透していないと思う。実態を調査の上、例えば現在の川崎市のシティプロモーションツイッターアカウントなどを抜本的に内容刷新し、フォロワーが何十万人になる位を目指して、基本情報ツールとして活用すべき。中村憲剛さんや川崎市にゆかりのある方に手伝って頂き、脱炭素など大事だが難しいテーマについて市民の関心を高めるような試みをお願いしたい。</p>	<p>市民へのPRにつきましては、P88に記載のとおり、市民・事業者・行政の脱炭素化の取組が、都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に繋がるよう、様々な広報媒体を効果的に活用しプロモーションを推進したいと考えております。そのため、SNSの更なる活用や、市にゆかりのある有名人との連携による広報については、市民へのPRを実施する際の参考とさせていただきます。</p>	C
12	<p>脱炭素化した2050年のビジョンについて、産業系ではバックキャスティングに資するイメージが描かれているが、市民生活では描ききれていない。市民と共に脱炭素化を進めるためにも「2050年の市民生活」のイメージについて、市民と共有するために、内容を豊富化するとともに、その内容をビジュアル化することも含めて、より共感を生み出すコンテンツの提供をすることを明記してほしい。</p>	<p>第3章では、市民生活・交通・産業活動の将来像について、イメージイラストをP54以降に、具体的な説明をP57以降に、定量的な状態をP63以降に示しており、こうしたイメージを市民の皆様と共有できるよう、今後ともわかりやすい周知・広報を進めてまいります。</p>	C
13	<p>2050年ビジョンについての「まちの姿のイメージ」を見る限り、「利便性」や「効率性」・「人工的」な「まちの姿」を感じてしまう。こうしたものを否定するものではないが、もっと”落ち着き”とか”うるおい”・”生き物中心”の「まちの姿」にならないか。市域全体の基盤に、みどりや水辺・清浄な空気・田園などが感じられる「まちの姿」になってほしい。</p>	<p>2050年の将来ビジョンについては、P54のイラストの下段に記載のとおり、利便性や効率性の観点に加えて、例えば、「みどりや水辺によるネットワークの形成や、気候変動への適応がされた安心して暮らせるまち」や「身近に木のぬくもりを感じることができる都市の森の構築」なども示しております。様々な観点から人々が暮らしやすいまちを目指してまいります。</p>	D

14	<p>P56 2050年にCO₂の排出量をゼロにするということは、石油を使う産業がなくなるということを経験することを前提に考える必要があると思う。石油から作るプラスチック容器もなくなり、それに代わるのが木や草、竹を原料としたものや、金属を含めたリユース及び本当の意味のリサイクル品になると思う。天然ガスを含めた火力発電や、化学肥料もなくなる。そんな世界をイメージしなくてはならないのではないかな。</p>	<p>P56においては、石油燃料に代わる水素等のカーボンニュートラルなモビリティ燃料、天然ガスを燃料とした火力発電に代わる水素発電等のカーボンニュートラルな発電、石油由来の素材・製品製造に代わる、カーボンニュートラルな炭素資源による素材・製品製造を描き、将来像のイメージを示しております。</p>	D
15	<p>P56 川崎臨海部における2050年の将来像のイメージ（検討案）について、海外からCO₂フリーの水素を輸入するとしているが、世界中が脱炭素を目指すので、CO₂フリーの水素は外国でも必要となると思う。日本が簡単に買えると想定するのは問題だと思う。</p>	<p>海外との水素サプライチェーンの構築は、国の第6次エネルギー基本計画においても大規模に進めていくこととされており、水素の供給元については、中東やオセアニア、東南アジアといった世界の様々な地域において、エネルギー関連企業等により、安定供給に向けた取組が進められているものと認識しております。</p>	D
16	<p>第3章の図にCO₂の貯留（CO₂を海外移転するのではなく国内利用を考えるべき）、CO₂フリー水素等の輸入（輸送にかかるCO₂や水素生産のCO₂発生の現実を考えると問題がある）が記載されている。バイオマスをペレットにせず、そのままバイオマス発電に利用できれば、カーボンニュートラルの考え方に合致する。輸入して発電するのではなく、現地での電力需要に貢献できるものとする。交渉を担うことも可能なため、是非基本計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>川崎臨海部は、首都圏の市民生活や産業活動を支えるエネルギーを供給していることを踏まえ、カーボンニュートラルな社会においても、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点としてあり続けるため、海外から安価かつ安定的にCO₂フリー水素を調達するなど、川崎臨海部の特性を活かした取組を進めてまいります。</p>	D

17	<p>P58 川崎市の脱炭素化の大きなチャレンジは熱エネルギー由来の CO₂ の削減であり、市の産業を保持したまま、新技術をいち早く導入し、変革を推進すべきと思う。逆にいえば、川崎市は国内有数の港湾と、モノづくりや発電など生活に必要なとなるグリーン水素を輸入し、消費する日本の一大ハブとなり得る街である。国の施策に対して積極的に手をあげ、関連インフラを他の市に先んじて誘致し、整備すべき。</p>	<p>市の産業競争力を保持したまま、カーボンニュートラル社会を実現していくことは重要と考えておりますので、P56 に記載のとおり、川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づき、本市の産業の中核を担う川崎臨海部のカーボンニュートラル化に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
18	<p>P59 森林吸収について「市内の森林面積は少なく効果が限定的」との表現は大変残念である。現在の森林吸収量は少ないかもしれないが、数値で示し、将来に期待を持たせるべきではないか。</p>	<p>地球温暖化対策に向けては、二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）と気温上昇や短時間強雨等の気候変動影響に対する取組（適応策）の双方が重要です。緑は、P115 の基本的方向Ⅷ「多様なみどりが市民をつなぐまち」でお示ししているとおり、日常生活に最も身近な CO₂ 吸収源（緩和策）であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和（適応策）に寄与するものとなります。引き続き、庁内関係部局の連携により、樹林地保全や緑化推進等の取組を進めてまいります。</p>	D

19	<p>P61(4)2について、CCSの実施にはCO₂を十分に貯留するための盤石な地層が必要だが、日本には適した土地がほとんど無く世界的にも運転の実例が1か所しかない。CCSでCO₂排出量がゼロになるわけではないので、脱炭素化の推進策としては不十分である。またCCSには多大なエネルギーの投入が必要となり、不合理である。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>CCUSについては、次世代技術の例示として示したものであり、本市としては、P61に記載のとおり、こうした次世代技術の革新に向けて、産業・エネルギー・研究開発拠点である特徴を活かした取組を進めていきたいと考えており、取組を進めるにあたっては、環境汚染問題にも配慮してまいります。</p> <p>また、再生可能エネルギーの普及拡大の取組も重要であるため、P101以降に記載</p>	D
20	<p>P61 CCUSは実現可能性が未知の技術であり、計画に見込むのは慎重にお願いしたい。技術開発の動向には常に注意を払い、適切に計画変更できるようにしていただきたい。</p>	<p>のとおり、再生可能エネルギー普及拡大の取組についてもしっかりと進めてまいります。</p>	D
21	<p>P61(4)について、CCUS/カーボンリサイクルはまだ実用化されていない技術であり、実用化されたとしてもCO₂排出はゼロにはならず、CO₂回収・貯蔵にコストもかかる。火力発電を温存させるCCUS/カーボンリサイクルの導入には反対です。化石燃料の発掘地域での環境汚染問題も心配である。脱化石燃料となるよう、再生可能エネルギーの普及に重点的に取り組んでいただきたい。</p>		D
22	<p>P61 「再生可能エネルギーによって作られたクリーンな水素等の海外からの調達」とあるが本当に海外から必要量のクリーンな水素等が確保できるのか。もっと根本的なエネルギーの削減、産業構造の転換について考えるべきではないか。</p>	<p>水素等の海外からの調達については、カーボンニュートラル化の取組の1つと考えており、P56～62に記載のとおり、再生可能エネルギーの普及拡大や、炭素資源の循環、エネルギーの地域最適化など、あらゆる取組を総動員して、脱炭素社会の実現を目指していく必要があると考えております。</p>	D

23	ブルー水素を使うのは反対である。CCSの技術開発は化石燃料の企業などで進められているが、単純に化石資源を移送燃料とするよりも CCS 貯留という工程が増える分コストがかかることが明らかである。	P61 に記載のとおり、本市としては、限られた再生可能エネルギーを最大限活用していくことを前提として、市域外からの再生可能エネルギー電力の調達を進めるとともに、再生可能エネルギーによって作られたクリーンな水素等の海外からの調達や、CCUS/カーボンリサイクルなど次世代技術の導入をすることとしており、こうしたあらゆる取組を総動員して、脱炭素社会の実現を目指していく必要があると考えております。	D
24	P63 図 2050年の市民生活の目指す具体的なイメージは、あまりいい絵とは思えない。広々としているのに太陽光パネルが南向きにそろっていないため、非効率的である。	P63 のイメージ図については、記載のとおり、建築物のエネルギー効率化や ZEH の普及、木造住建築物の普及、情報通信インフラの高度化などを便宜的にイメージ化したものとなります。	D
25	P65 3 行目について、次世代エネルギーの姿に続けるならば、「水素発電やアンモニア燃焼など」または「水素やアンモニアなど」への修正が必要である。	御意見のとおり、将来のイメージを示すイラストであるにも関わらず、「水素発電コスト」という表現となっていたため、表現を「水素発電やアンモニア燃焼など」に修正しました。 【P65 の表現修正】	A
26	P65 図 2050年の産業活動の目指す具体的なイメージについて、表の水素発電コストの低価格化 20 円/Nm ³ など発電コストと単位が合っていないので、「水素発電コストの低価格化」とするならば、○円/kWh へ、「20 円/Nm ³ 」を活かすのであれば、「水素（製造コスト）の低価格化」へ修正が必要である。	P65 のイラストは将来の状態をイメージ化したものであり、具体的な金額を説明する意図ではありませんので、御意見を踏まえ、「20 円/Nm ³ 」という記載を削除しました。 【P65 の表現修正】	A
27	p99 太陽光発電のポテンシャルは、全体の電力消費量の 9%と書かれているが、どういう試算か。	再生可能エネルギーポテンシャルは、本市の再エネ導入実績をベースに、環境省の「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」などを参考に試算を行いました。試算に当たっては、学識経験者や市民代表からなる川崎市環境審議会の審議を踏まえて、決定しました。	D

(4) 「第4章 2030年の達成目標」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	<p>エネルギー排出量が政令指定都市で最大の川崎市が、国の示した 2030 年度目標 46%を上回る 50%を宣言することに敬意を表す。</p> <p>非常に難しい目標なのでしょうが、これを実現しなかったら先が見えないと考える。是非ともこれが実現できる実行計画を立てていただきたい。</p> <p>【同趣旨ほか 1 件】</p>	<p>本計画の目標は、P133 に記載のとおり、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、学識経験者や市民代表からなる川崎市環境審議会の意見も踏まえながら設定を行っており、本計画に掲げた目標の達成に向け、取組を進めてまいります。</p>	B
29	<p>パリ協定に整合するためには 2013 年度比で 60%以上の削減が必要だともいわれており、できれば目標値をさらに高められると嬉しい。ただ、CO₂を排出する産業が多い川崎市で、国よりも高い2013年度比 50%削減する目標はすごいことだと思っている。</p>		B
30	<p>2030 年度の温室効果ガス削減目標を 62%以上にしてください。今回の計画改定案は、「1.5℃」を実現できるものになっているのか不明である。市の削減目標は、「50%以上 (13 年度比)」と国よりもやや高い目標であるが、まだ不十分である。</p> <p>【同趣旨ほか 1 件】</p>	<p>本計画の目標は、P133 に記載のとおり、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、学識経験者や市民代表からなる川崎市環境審議会の意見も踏まえながら設定を行っており、本計画に掲げた目標の達成に向けて、取組を進めてまいります。</p>	D
31	<p>基本計画の位置づけは書かれているが、国の方針に則って川崎市として求められる、あるいは割り当てられる数値が、今回の計画の目標値と整合しているか不明。</p>	<p>本計画の目標は、P133 に記載のとおり、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、学識経験者や市民代表からなる川崎市環境審議会の意見も踏まえながら設定を行っており、本計画に掲げた目標の達成に向け、取組を進めてまいります。</p>	D

32	<p>目標設定について、川崎市の人口のピークは 2030 年 160.3 万人と予測されている。しかし、今年 12 月 1 日の相対人口は前月に比べて 393 人減少しており、今年が人口のピークを迎えている可能性もあり、コロナ禍で世の中の物事が前倒しになって進んだように、計画の目標時期も早める必要があるかもしれない。</p>	<p>P33 や P120 に記載のとおり、コロナ禍による社会環境の変化を的確に捉えながら計画を進めてまいります。</p>	B
33	<p>2030 年の目標に対しては、喫緊の課題であり、具体的な項目の推進とその進捗状況の管理体制の構築が必要である。活動の具体性と、活動主体及び監視体制を具体的にしておかないと間に合わないのではないかと。</p>	<p>P118～120 に記載のとおり、計画に定める達成目表及び成果指標について、PDCA サイクルを基本とした進行管理を行ってまいります。また、取組状況を年次報告書として取りまとめ、学識経験者や市民代表からなる川崎市環境審議会に報告するとともに、同審議会の意見を聴取しながら進行管理を進めてまいります。</p>	D
34	<p>産業部門は、業界団体ごとに計画を定め国に報告しており、業界内で国内事業所全体の今後の設備投資、生産プロミクス、技術開発等の仮定を置き、最適な CO₂ 削減方法を考慮することにより、目標を達成することをコミットしている。</p> <p>日本鉄鋼連盟は 2021 年 2 月 15 日に「我が国の 2050 年カーボンニュートラルに関する日本鉄鋼業の基本方針」において「我が国の 2050 年カーボンニュートラルという野心的な方針に賛同し、これに貢献すべく、日本鉄鋼業としてもゼロカーボン・スチールの実現に向けて、果敢に挑戦する。」ことを表明した。</p> <p>これに先駆け、当社グループは 2020 年 9 月 15 日に「CO₂ 排出量の大部分を占める鉄鋼事業において、2030 年度の CO₂ 排出量を 2013 年度比で 20%以上削減することを目指します。長期的には、社会全体の脱炭素技術インフラの整備が進むことと合わせて、2050 年までのできるだけ早い時期に、カーボンニュートラルを実現する新技術のメニューが提示可能となるよう、研究開発を加速させ、</p>	<p>計画の目標達成に向けて、P78 に記載の基本的方向 I のとおり、事業者の皆様も含めたあらゆる主体との協働・連携により、取組を進めてまいります。</p>	B

	<p>2050 年以降のできるだけ早い時期にグループのカーボンニュートラルを実現すべく、取り組んでいきます。」と表明している。</p> <p>今般の川崎市地球温暖化対策推進基本計画においては、2050 年までに市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すこと、2030 年度の温室効果ガス排出量の全体目標を 2013 年度比▲50%削減とすること、民生・産業・市役所の各部門で個別に目標を設定することなどを表明されている。当社グループとしては、できるだけ早期の脱炭素社会の実現に向けて取り組むなかで、川崎市の目標達成に貢献できるよう努力して参りたいと考えている。</p>		
35	<p>PR 版のスライド P62 の再エネ導入目標の 33 万 kW は、どのように算定したのか。また、産業系、民生系それぞれの導入目標の規模感を知りたい。</p>	<p>P134 に記載のとおり市域全域の目標設定をしております。</p> <p>設定にあたっては、直近の市域への再エネ導入状況から今後の導入量を推計した「現状すう勢 (BAU)」と、市域の「2050 年の再エネ導入ポテンシャル」を用いて検討を行い、現在から 2050 年までの残り年数の中間地点である 2035 年までに、BAU からポテンシャルの半分まで積み増しを目指すものとして、現況から 2050 年の再エネポテンシャル到達までの導入推移のイメージ曲線を描き、そこから 2030 年度に達成すべき再エネ導入量 (目標) をバックキャストにより試算しております。</p>	D

36	<p>鉄鋼連盟や当社グループの策定する CO₂ 削減目標は、国内の事業所ごとに個別計画を設定しそれを積上げたものではなく、業界およびグループ全体を一体と見て定めている。計画の実行に当たり各事業所が均等に削減するのではなく、各事業所の設備特性や削減ポテンシャルを考慮したうえで、全体の削減目標を達成すべく各社が相応の努力をしていくことになる。従って、CO₂ 削減目標を事業所ごとに設定してもコミットできないことを理解いただくとともに、基本計画の施策 No. 10 ウ① で示されているように、事業所単位ではなく、企業グループ全体の取組を正しく評価していただく仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>P96 に記載している「施策 No. 10 ウ事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進」を進めるにあたり、御意見も踏まえ、企業グループ全体の取組が評価されるような仕組みを検討してまいります。</p>	C
37	<p>P73 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標、P120（2）市域を超えた広域連携について、市域内で行われる再エネの導入目標だけでなく、市域外も含めた目標値とそのための取組も記載してください。具体的な目標を設定することが取組の推進につながると考える。</p>	<p>P85 にある PJ1 再エネに記載している地域エネルギー会社においては、廃棄物発電等の市域の再エネ電源を活用するとともに、民間事業者の電源など市域外の再エネ活用に取り組むとしており、市域内外の再エネ電源を活用し、市域の再エネ導入を進めてまいります。</p>	D
38	<p>P73 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標、P120（2）市域を超えた広域連携について、市域内で行われる再エネの導入目標だけでなく、市域外も含めた目標値とそのための取組も記載してください。再エネポテンシャルを有している地域との連携は、川崎市が再エネを搾取するような形ではなく、お互いの地域の強みを活かせるような形で取り組んでください。</p>	<p>P85 にある PJ1 再エネに記載している地域エネルギー会社においては、廃棄物発電等の市域の再エネ電源を活用するとともに、民間事業者の電源など市域外の再エネ活用に取り組むこととしており、市域内外の再エネ電源を活用し、市域の再エネ導入を進めてまいります。</p>	D

39	<p>P73 第4章 2030年度の達成目標、P87 基本的方向 (4) 市民・事業者に求められる行動について、2030年度の達成目標として省エネの数値目標が記載されていないので具体的な目標を記載してください。具体的な目標を設定することが、取組の推進につながると考える。</p>	<p>省エネの定量的な数値については、P87、94、133 に記載のとおり、省エネ法に準じた年1%程度の省エネ化を想定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を設定しております。</p>	D
40	<p>P74 市域の部門別温室効果ガス排出量の試算結果等の産業部門において、2030年度排出目標が580万t-CO₂となっているが、市外移転が確定している企業の操業停止による自然減を含んでいるのか。含んでいるのであれば、これを除外した上で、削減目標と根拠を明示すべきである。</p> <p>また、大規模炭素排出企業 (P41 の上位10 事業者) への削減について、2030年時点までに目標を設定し、10 事業者合計として開示し、進捗をフォローする仕組みが必要であると考えます。</p>	<p>産業系の温室効果ガス削減目標については、P133 に記載のとおり、市内の温室効果ガス排出事業者における、既に決定又は予定されている生産設備の休止等を加味した削減量としており、この影響を除外した場合の産業系の削減目標は2013年度比で▲27%となります。</p> <p>また、P93 に記載のとおり、産業系のCO₂排出量のうち、市条例の事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度対象の大規模排出事業者の排出量が約98%を占めており、産業系に関しては、市条例対象事業者の取組が重要となります。市条例対象事業者については、P96 の「施策 No.10 ウ事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進」に記載のとおり、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を見直し、事業者の脱炭素化の取組を促進してまいります。</p>	D
41	<p>産業部門の2030年目標は、市内事業所の高炉停止を見込む50%削減とされており、それを除くと何%の削減が各事業所の削減目標として妥当であるか不明である。</p>	<p>産業系の温室効果ガス削減目標については、P133 に記載のとおり、市内の温室効果ガス排出事業者における既に決定又は予定されている生産設備の休止等を加味した削減量としており、この影響を除外した場合の産業系の削減目標は2013年度比で▲27%となります。</p>	D

(5) 「第5章 基本理念・基本的方向」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	<p>P78～92 私たち川崎市民が生活する中で排出するCO₂についての削減計画は網羅されているが、川崎市民が消費する食品や生活用品の生産地（他国や他地域）で排出されるCO₂排出量については、どのように考えているのか。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>川崎市民が消費する食品や生活用品の他地域等で排出されるCO₂排出量については、P87に記載のとおり、環境に配慮したエシカルな商品の積極的な購入により、製品・サービスの供給ニーズの増加に貢献していく必要があると考えています。また、P120に記載のとおり、CO₂は市域を超えたあらゆる活動において排出されることから、近隣都市や九都県市等と連携した広域的な取組を推進していく必要があると考えております。</p>	D
43	<p>P78～92 大量生産大量消費の社会を変えるには、大量消費を抑制する方向に向かなければ、他国や他地域の生産物を大量に消費する先進国の都市のCO₂排出を、生産地（他国や他地域）の責任にしてしまうことになる。</p>	<p>大量消費からエシカル消費への転換が必要となりますので、P78に記載のとおり、市民・事業者の環境に配慮した消費行動の実践の取組を進め、脱炭素化のムーブメントを創出してまいります。</p>	B
44	<p>「自然の電気」の推奨をより積極的に明記してほしい。地球温暖化対策は「エネルギー転換の問題」であることは、日本政府が「エネルギー基本計画」と「地球温暖化対策計画」を連動させていることから明らかである。川崎市では、すでに「自然の電気」キャンペーンに取り組んでいる。基本的方向に、市民・事業者は「自然の電気への切り替えを推進する」ことを記載してほしい。</p>	<p>自然の電気は再エネ施策の一つであり、基本的方向への位置づけはそぐわないと考えておりますが、P102の施策No.15ウ②のとおり、再生可能エネルギー電力の購入希望者を募り、一定量の需要をまとめることで、再生可能エネルギー電力の購入を促す「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」や、再エネ100宣言RE Actionアンバサダーとして、活動のPRを行うことで、市民・事業者の再エネ導入の取組を推進してまいります。</p>	D

45	<p>第5章 基本的方向Ⅷ「多様なみどりが市民をつなぐまち」において、緑地保全、緑化の推進、緑と水のネットワークの形成と、温暖化防止のために緑地が大事であることが明記されていることを心強く感じる。力を入れていただきたいテーマである。</p>	<p>「川崎市緑の基本計画」に基づき、市街地に残る身近な緑や里山の緑、水辺地と一体となった緑、また街路樹などの多様な緑について、緑の活動団体と連携しながら保全・回復・育成及び活用を進め、地球温暖化対策や生物多様性の保全などに資する取組を進めております。</p> <p>今後も、より市民の皆様や関係者との協働の取組を深め、多様なみどりが市民をつなぐまちづくりに向けた取組を進めてまいります。</p>	B
46	<p>基本的方向Ⅷには多摩丘陵軸の緑をつなぐため丘陵斜面の開発規制を盛り込んでほしい。この緑は多様な生物が広く行き来するため、なけなしのCO₂の吸収源とするためにもぜひ検討して欲しい。</p>	<p>「第5章 基本理念・基本的方向」における各基本的方向の内容につきましては、「第6章 施策」に記載している各施策の方向性を記載しているものであり、「Ⅷ多様なみどりが市民をつなぐまち」を含め、幅広く表現しているものでございます。頂いた御意見につきましては、P116の施策 No.38 イ①「樹林地・農地の保全と緑化の推進」の方向性ではなく、具体的な手法に関するものと考えられますので、「第5章 基本理念・基本的方向」への記載にはそぐわないものとなりますが、今後、樹林地保全や生物多様性の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
47	<p>緑地・公園・水辺の整備や保全は建設緑政局の管轄で、環境局とは部局違いであることが気になる。環境局と建設緑政局が意識を合わせ、協働で緑地保全にあたって欲しいと思う。</p>	<p>本計画でお示ししている目標の達成等に向けましては、市長をはじめとして、全部局の長で構成される庁内会議を設置しており、環境保全に関連のある部局だけでなく、全部局が脱炭素社会の実現を自分事として捉え、一丸となって取組を進めるものとしております。緑地保全につきましても、本計画の基本的方向の一つ(Ⅷ「多様なみどりが市民をつなぐまち」(P115))に位置付けておりますので、今後、庁内関係部局の連携による取組を進めてまいります。</p>	B

48	<p>「生物多様性かわさき戦略」も改定されるが、気候変動が進むことで、生物・生態系にも大きな影響を及ぼすことから、ぜひ、合わせて検討し、連携して欲しいと思う。</p>	<p>頂いた御意見のとおり、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の減少、移動など生物多様性の損失や自然の恵みの減少につながる可能性があることから、脱炭素化の取組を進めることが、生物多様性の保全にもつながるものです。今後とも、庁内関係部局が連携し、脱炭素化や生物多様性の保全に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
49	<p>基本的方向Ⅲ、基本的方向Ⅵについて、方向性は支持する。市民として協力していけたらと思う。</p>	<p>P78 に記載のとおり、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者などあらゆる主体との協働・連携により、脱炭素化のムーブメントを創出してまいります。</p>	B
50	<p>基本的方向Ⅲ、基本的方向Ⅵについて、方向性は支持する。加えて、廃食油による再生可能エネルギーを活用してほしい。川崎は世帯数も商業施設も多く、廃食油は「まちの油田」である。川崎ならではの資源循環モデルを推進してください。廃食油から作る再生可能エネルギーは、地産地消できるエネルギーであり、災害時には地域で緊急エネルギー源としても確保できるバイオマスエネルギーである。政策として、まちぐるみで廃食油を活かした再生可能エネルギーの活用をすすめてほしい。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて再生可能な資源の活用は重要な取組と考えております。廃食油の有効活用につきましても、必要な取組のひとつであると認識しておりますので、引き続き検討してまいります。</p>	C

(6) 「第6章 施策」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	市民の意識はかなり地球温暖化防止に向かっていると思うので、そこに訴えた政策と、実行可能な具体策の策定を期待する。	市民の行動変容に繋がる施策と、具体的な事業について、川崎市地球温暖化対策推進実施計画に位置付けてまいります。	B
52	P83 40 の施策はもっと具体的に描くべきである。例えば、施策 No.3 ウの「建築物等の再エネ・省エネ化の推進」は「建築物等の再エネ・省エネ化（躯体は暖冷房必要のない高断熱構造とすることを義務付けるなど）の推進」に修正して欲しい。	P82 に記載のとおり、具体的な事業につきましては、川崎市地球温暖化対策推進実施計画の中で示してまいります。	D
53	5大プロジェクトはわかりやすく、企業だけでなく、市民レベルでも取り組みやすいと思う。市民・事業者だけでなく、市役所自ら率先して脱炭素化に取り組むことに賛同する。5大プロジェクト(実施計画)により、大きな二酸化炭素排出削減効果が得られるものと期待している。 【同趣旨ほか2件】	5大プロジェクトについては、川崎市地球温暖化対策推進実施計画の中で進捗管理を行い、しっかりと取組を進めてまいります。	B
54	第6章の施策は40に及ぶが、重点事業の5大プロジェクトの中で市民に関連した部分はPJ3のみである。産業・事業者に偏っており、しかも具体性が乏しく感じられる。	5大プロジェクトのうち、市民に関連する取組はPJ1、PJ3、PJ4となります。また、具体的な内容については、P84に記載のとおり、川崎市地球温暖化対策推進実施計画の中で示してまいります。	D
55	5大プロジェクトのPJ1の地域エネルギー会社の設立に賛成する。この会社は、廃棄物発電を一つの柱にしている。プラスチックの削減とセットで発電事業を進めることを明確に記載して欲しい。	P83に記載のとおり、基本的方向VI「脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち」の中の施策として、「プラスチック資源循環施策の強化・拡充」や、「廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的活用」を位置づけております。今後とも、脱炭素化に向けて不可欠である資源循環の推進に取り組んでまいります。	D

56	<p>P J 2 市内排出量の大部分を大手事業者が占めてはいるが、中小企業の脱炭素にも、もっと力を入れてほしい。より市民に近いところにある事業者の意識が変われば、底上げにつながる。</p>	<p>市内事業所の 99%以上を占める中小企業においても、脱炭素に向けた取組を促進することは重要と考えており、P90 に記載する脱炭素への意識醸成や取組に対する支援等、中小企業の脱炭素化促進に向けた取組を推進してまいります。</p>	B
57	<p>P J 3 ここは市の本気の見せどころだと思う。至るところに脱炭素の文字がちらばめられているかという、まだまだ見える化できていない。2050 年の再エネポテンシャルが現在の市域電力の 9% という想定だが、あまりに低いと思う。新築・増築時の再エネ導入を条例化してはどうか。</p>	<p>2050 年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84 に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P 85 には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の 1 つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85 の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85 の表現修正】</p>	B
58	<p>PJ3 の「プラスチック製品の一括回収」は、廃棄物政策に大きく関わってくると考えられるが、今、同時に行われている「一般廃棄物処理基本計画第 3 期行動計画（案）」には、この施策は具体的に記載されていない。部局を越えて連携できる施策を望む。</p>	<p>プラスチック製品の一括回収につきましては、「一般廃棄物処理基本計画第 3 期行動計画（案）」の P30 に「プラスチック資源循環の取組強化」として、第 3 期行動計画期間において、実証事業や検討をもとに一部地域での先行実施に向け取組を進めることを計画しており、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」と整合を図っております。</p> <p>こうした取組のほか、マイバッグ、マイボトルの利用促進など、ワンウェイプラスチックの削減に向けた取組も進めてまいります。</p>	D

59	<p>P J 4 公用車の次世代自動車導入だけでなく、公共交通（バス）、タクシー業界と協力して次世代自動車導入を促進するような施策を加えてほしい。</p> <p>市民の足となるバスやタクシーの脱炭素化が進めば、市民の意識はもっと変わると思う。</p>	<p>公共交通等につきましては、P68、69、104等に記載のとおり、スマート交通やシェアリングサービス、MaaSなどの視点も考慮し、取組を進めてまいります。</p>	D
60	<p>P J 5 公共施設の再エネ導入は直ぐにやるべきだと思う。加えて、高層住宅の屋根に太陽光や太陽熱を載せる、あるいは再エネ導入を強化するための方策が欲しい。</p>	<p>P107に記載のとおり、市公共施設につきましては、2030年度までに再生可能エネルギー電力を導入する計画としております。また、本市のスマートハウス補助金では、共同住宅への太陽光発電設備導入への補助を実施するとともに、太陽光発電設備を導入することを条件に、共用部の照明LED化や専有部の開口部断熱化への補助を実施するなど、省エネと組み合わせた補助メニューとしています。今後とも、時流にあわせた補助制度の取組を推進してまいります。</p>	D
61	<p>P87 LED 照明利用率について、LED 照明を2030年に100%とするためには、家庭や集合住宅向けに、LED 設置の投資と、電気代削減の効果をシミュレーションして、効果の見える化をして、みんながLEDに変えたいと思えるような促進策を、実施計画に盛り込んだ方がいい。</p>	<p>P86に記載のとおり、本市では、環境省と連携した「COOL CHOICE」の取組を進めており、その取組のひとつである、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」において、LED照明への買換え効果や、LED照明の選び方について紹介されています。今後もこうした「COOL CHOICE」の取組について、普及啓発を行ってまいります。</p>	D
62	<p>P87 25 行目 「環境に配慮したエシカルな商品を…」について、日本語表現としておかしいので、エシカルな（環境に配慮した）商品を…に修正したほうが良い。</p>	<p>御意見のとおり、現状では同義語を並列して記載しているため、「環境に配慮した商品（エシカル商品）」に修正しました。【P87の表現修正】</p>	A

63	<p>施策 No.1 ア① モデル地区の効果の評価と「見える化」を積極的に進めるべきである。</p>	<p>P86に記載のとおり、基本的方向 I では、民生系（家庭・業務）について、目指すべき 2030 年度の CO₂削減目標・目安を示しています。「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」においても、効果測定及び見える化を行いながら取組を進めてまいります。</p>	D
64	<p>「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」について、私が暮らしている地域で、このような取組が始まるのはとても良いと思う。 少しずつでも進めていくことを、市民も一緒に頑張りたいと思う。 【同趣旨ほか 1 件】</p>	<p>P88に記載のとおり、「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」は、脱炭素化に資する取組を集中して実施し、脱炭素ムーブメントの創出を図るものです。市民の皆様をはじめとした多様な主体との協働により、多くの市民の皆様の行動変容を促進するよう、引き続き取り組んでまいります。</p>	B
65	<p>P 8 5 脱炭素モデル地区の展開及び脱炭素先行地域づくりについて、地域の人がこの取組に参加するようになるためには、地域の町会や高校、大学、市民活動団体等、これまでの取り組み主体とは違うところへの参加呼びかけが必要だと思う。</p>	<p>P78に記載のとおり、基本的方向 I に「市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち」として、あらゆる主体が協働して取組に参加し、市民・事業者・行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指し、取り組んでまいります。また、「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」、「脱炭素先行地域」のいずれにおいても、脱炭素化に取り組む学校や市民団体、スポーツチーム、鉄道事業者、商業施設など、多くの主体に参加していただけるよう、引き続き積極的な周知・広報を進めてまいります。</p>	D

66	<p>P 8 8 「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」について、「給水所を増やす」、「自動販売機を極力減らす」、「駐輪場を増やす」、「容器を持参して購入できる店を推奨する」、「ペットボトルの発生抑制」、「プラスチック容器を抑制する仕組みを作る」、「脱炭素に意欲的なお店を広報する」、「マンションの屋上を活用して太陽光発電を増やす」、「二ヶ領用水に小水力発電を設置」など、アイデアをどんどん取り入れてチャレンジする仕組みを実施計画に盛り込んで欲しい</p>	<p>P88 に記載のとおり、「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」は、脱炭素化に資する取組を集中して実施し、脱炭素ムーブメントの創出を図るものです。溝口周辺地域で脱炭素に向けた取組を実施する多様な主体と連携しながら、脱炭素に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施するとともに、新たなアイデアが創出される仕組みについて検討してまいります。</p>	B
67	<p>P78～92 一般廃棄物処理基本計画などによる川崎市民の消費文化を変える施策と共に、地球温暖化対策推進基本計画の中に川崎市民の消費文化を変える方向と施策を、市民との対話を通して追加していくことを求める。</p> <p>例えば、消費物に生産時の CO₂ 排出量を明記することや炭素税の導入などである。</p> <p>【同趣旨ほか 1 件】</p>	<p>P86 に記載のとおり、消費ベースから見た日本の CO₂ 排出量は、全体の約 6 割が、衣食住を中心とする「ライフスタイル」に起因すると言われており、脱炭素社会の構築に向けては、一人ひとりのアクションが必要不可欠であると考えます。地球温暖化防止活動の中間支援拠点である「地球温暖化防止活動推進センター」と連携して、地域の様々な活動団体との連携支援やワークショップの開催など、市民との対話を進め、市民・事業者の意識変革や行動変容の促進に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	D
68	<p>多様な主体が参加できる「脱炭素市民会議」を、様々な形で開催し、取組と交流を促進して欲しい。</p>	<p>脱炭素化に関心の高い市民だけでなく、興味のなかった方も含めて、「脱炭素市民会議」という形で議論が行われたことは非常に意義があるものだと考えます。地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境への関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや、事業者との意見交換の場の設定など、あらゆる主体が参加・交流できるよう取組を推進してまいります。</p>	D

69	<p>民生部門も、市民一人ひとりの自覚を求められるものである。これには、工夫をこらした広報戦略が必要である。地球温暖化防止への共感を如何に高められるかが、目標達成へのカギとなるのではと思う。市政だより、自治会・町内会への回覧物などの発信を、丁寧に行っていたきたいと思う。</p>	<p>市民への PR につきましては、P88 に記載のとおり、市民・事業者・行政の脱炭素化の取組が、都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に繋がるよう様々な広報媒体を効果的に活用しプロモーションを推進してまいります。また、市政だより、自治会・町内会への回覧物等の活用に加えて、デジタルツールなども活用して丁寧な情報発信に努めてまいります。</p>	C
70	<p>川崎全市民に対して理解してもらうため、PR をどのように行うかの施策も重要ではないか。</p>	<p>市民への PR につきましては、P88 に記載のとおり、市民・事業者・行政の脱炭素化の取組が、都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に繋がるよう様々な広報媒体を効果的に活用しプロモーションを推進したいと考えておりますので、これまでの広報に加えて、広報関係部署とも連携しながら PR を進めてまいります。</p>	B
71	<p>24時間営業の見直しや自販機について、川崎市とメーカーは総数の削減を検討してはどうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者の経営環境や雇用・労働環境への影響は甚大であり、消費活動にも大きな変化が生じている状況であると考えております。社会経済環境の変化を踏まえつつ、ポストコロナを見据えて、事業者における電子商取引の活用やデジタル化を支援する取組などを推進してまいります。</p> <p>また、清涼飲料業界の団体である全国清涼飲料連合会では、循環型社会の進展とCO₂を含む環境負荷低減のためボトル to ボトルの取組を推進しています。</p> <p>こうした取組をはじめ、今回改定する川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、市域全体のエネルギー使用量の削減に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

72	<p>「施策 No.2 イ 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進」に関して、川崎市では現在も、将来的にも、超高層マンションを合わせた駅ビル再開発が目白押しである。一定規模以上の計画は、川崎市環境アセスメントでの情報公開とパブリックコメントが義務付けられていると思うが、環境アセスメント準備書には、事業での CO₂ 排出量、次の建て替えまで何年想定で、LCCO₂ はどれほどになるかの情報が見当たらない。</p> <p>「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」においても地球温暖化防止の項目があるが、環境状況、社会状況に合わせて、毎年改正されているのか。実効性のある環境アセスメントに強化していただきたい。</p>	<p>環境アセスメント手続きにつきましては、川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、基本計画策定段階での環境配慮の内容や、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度の予測結果と排出量を削減するための措置を踏まえた評価（軽微な影響に止まると想定される場合には地球温暖化対策に関する措置）を、事業者が準備書等で明らかにします。準備書等に対する市民や環境影響評価審議会の意見を踏まえながら、事業計画が地球温暖化対策等に配慮されたものになるよう、事業者に促してまいります。</p>	D
73	<p>「施策 No.3 ウ 民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進」に関して、ZEB や高性能の省エネ等の設備だけで CO₂ 削減に大きく寄与できるとは思えない。企業の自主性に任せた規制緩和ではなく、規制を強化していく必要を感じる。</p>	<p>2050 年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84 に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P85 には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の 1 つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85 の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85 の表現修正】</p>	B

74	<p>「施策 No.3 ウ 民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進」に関して、国は個人住宅などの ZEH 化、高断熱高気密化、省エネ家電更新へのエコポイント助成などは積極的だが、もっと暮らし方そのものを省エネ・省資源にし、一次エネルギー消費を抑える工夫も必要ではないか。高断熱が前提のエアコン 24 時間つけっぱなしなどの暮らし方はエコな暮らしと言えるのだろうか。</p>	<p>P85 に記載の 5 大プロジェクトにあるプロジェクト 3 において、脱炭素社会の構築に向けては、一人ひとりのアクションが必要不可欠と考えておりますので、市民・事業者の再エネ・省エネ促進に向けた行動変容の新たな仕組みの構築について検討を行ってまいります。</p>	B
75	<p>P 8 9 施策 No. 3 ウ 民生部門における建造物等の再エネ・省エネ化の推進について、既存の建造物における省エネルギー化には、断熱性能の向上が必要である。環境省が断熱リフォーム支援事業を実施していますが、補助金は対象経費の 3 分の 1 である。補助金を上乗せしたり申請をやすくしたりするなどして、市域の住宅の省エネ化の推進を強化してください。</p>	<p>P102 に記載の施策 No.15 ウ①市域の再生可能エネルギー普及促進においては、個人住宅等への再生可能エネルギー設備の導入のほか、共同住宅の開口部断熱（二重窓等）や、高断熱の ZEH に対する補助も行っております。今後も引き続き、時流に合わせた取組を進めてまいります。</p>	D
76	<p>「施策 No.2 イ 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進」に関して、オフィスの ZEB の建築物選択の例として 2030 年イメージは「新築建築物の平均で ZEB」とある。大規模開発ほど総 CO₂ 排出は莫大で、ZEB は必須だと考える。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて、ZEB の取組は重要なものと認識しておりますので、国の動向を注視し、取組を進めてまいります。</p>	D

77	<p>住まいについて、住宅の省エネ・再エネ導入は、家庭部門における脱炭素の切り札である。</p> <p>建替えを含む新築住宅に対して、ZEH・ZEM（ゼロエネルギーハウス・マンション）認定を視野に入れた誘導策を推進することや、既築住宅（集合住宅、賃貸物件を含む）の断熱改修支援を強化することなどの施策を推進するため、まちづくり局との連携を明記する必要がある。</p>	<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」による性能向上計画認定や、低炭素建築物認定など、通常の省エネ基準を超える基準を満たす建築物について、容積率特例や税の特例を受けることができる制度や、再エネ機器導入やZEHに対する補助の周知に努めるなど、住宅の省エネルギー化や断熱化の促進などによる建築物等の脱炭素化に向けて、まちづくり局など関係局と連携しながら取組を進めてまいります。</p>	D
78	<p>P100 （3）現状と課題について、住宅の省エネ・再エネ導入は、家庭部門における脱炭素の切り札である。そこで、新築（建替えを含む）住宅に対してZEH・ZEM（ゼロエネルギーハウス・マンション）認定義務化を視野に入れた誘導策を推進すること、既築住宅（集合住宅、賃貸物件を含む）の断熱改修支援を強化すること、などの施策を推進するため、まちづくり局との連携を明記する必要がある。</p> <p>少なくとも新築時には、太陽光発電の設置検討義務の制度を制定する必要がある。</p>	<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」による性能向上計画認定や、低炭素建築物認定など、通常の省エネ基準を超える基準を満たす建築物について容積率特例や税の特例を受けることができる制度や、再エネ機器導入やZEHに対する補助の周知に努めるなど全市で、住宅の省エネルギー化や断熱化の促進などによる建築物等の脱炭素化に向けて、まちづくり局など関係局と連携しながら取組を進めてまいります。</p> <p>また、2050年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>P85には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85の表現修正】</p>	B

79	<p>住まいについて、少なくとも新築時には「太陽光発電の設置検討義務」について定めることが必要であるとする。</p>	<p>2050年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P85には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85の表現修正】</p>	B
80	<p>「施策 No.3 ウ 民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進」に関して、リニア新幹線や都市再開発など、建設時も共用時も膨大な資源消費とCO₂排出を続けている。環境や利用者の利便性よりも開発者の利益を優先していると思われるのではない。「新築建築物の平均でZEB」をあと9年で、達成できるとは到底考えられない。これまで以上に箱モノが作り続けられていく社会情勢だが、行政として都市開発と環境との関係をどうお考えか、示していただきたい。</p>	<p>本市では、これまで、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進しており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進を図ることで、さまざまな都市機能の集積による利便性の高いまちづくりを進めてきました。</p> <p>これらを踏まえつつ、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、引き続き、拠点駅周辺等において、大規模開発の機会等を捉え、民間活力を活かした都市機能の集約化等を図り、職住が近接した、コンパクトで効率的な、環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、建築物の環境性能向上等を誘導してまいります。</p>	D
81	<p>ZEHやZEBの建築や、既存住宅の高断熱住宅へのリフォームを一般の工務店が普通に行えるよう、工務店への技術指導や、研修制度の充実、工務店が集まって勉強会を行う活動の支援などの検討をお願いしたい。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>昨年、国が公表した省エネ対策等のあり方・進め方では、事業者の技術力向上を支援していくことが示されていますので、その動向を確認しながら、対応してまいります。</p>	D

82	賃貸住宅の断熱性能表示を義務化し、高断熱化を推進して欲しい。	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により、分譲共同住宅には、販売を目的とした広告への省エネ性能の表示を求めています。賃貸住宅についても、今後の省エネ施策の動向を確認しながら、検討してまいります。	D
83	ZEH を考える場合、太陽光が十分に得られる周辺環境が必須条件となるが、これには南側の建築規制、建物を南向きに建てられる区画整理など、都市計画から考えていくことも必要であると考えている。	<p>建築規制については、建築基準法に加えて川崎市独自基準として都市計画で高度地区を定めており、計画建築物における北側に面する建築物の部分に対し、高さの制限が定められています。これにより、南側に建築物が建築される場合においても、北側の建築物に対する日照は一定程度確保されているものと考えております。</p> <p>土地区画整理事業については、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的として行われるものです。また、施行者において換地計画を定めることとなります。今後とも、土地区画整理法に基づき、対応してまいります。</p>	D
84	防災の観点から、河川に近く低い土地や急な斜面の付近には住居を建てられないよう、建築規制を行うべきと思う。	土砂災害特別警戒区域等の防災リスクの高い区域においては、関係法令により一定の建築物等に対して規制がなされています。さらなる規制については、自然災害の激甚化や少子高齢化のさらなる進展を踏まえ、都市機能等の立地適正化に向けた誘導の考え方を検討する中などにおいて、参考とさせていただきます。	C

85	<p>「施策 No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」に関して、宮前区役所の鷺沼への移転計画について、新本庁舎と同様に、特に LCCO₂ 及び CASBEE の内訳、予測値などの具体的な情報を開示していただきたい。</p>	<p>鷺沼駅前地区の市街地再開発事業については、現在、事業者である準備組合による施設計画の検討が行われている状況であり、LCCO₂ や CASBEE の具体的内訳をお示しできる状況にはありませんが、同事業で新築される施設建築物については、積極的に環境配慮に取り組むことで、CASBEE 川崎の A 又は S ランクの取得を目指し、併せて、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー使用の低減を図るなど、準備組合と連携し、建築物の低炭素化に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
86	<p>「施策 No.2 イ 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進」に関して、川崎市都市計画マスタープランをはじめ、環境局、まちづくり局等の計画はどれも素晴らしい内容である。ただどれもあるべき姿や指針、努力目標である。努力ではなく、具体的な規制や義務を条例に反映していく必要がある。</p>	<p>開発事業については、都市計画マスタープランや低炭素まちづくり計画などにおいて、コンパクトで効率的なまちづくりをめざしており、また、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」において、地球環境への配慮等を評価するなど、環境負荷の低減を誘導する施策を実施しています。</p> <p>また、2050 年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84 に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>P85 には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の 1 つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85 の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85 の表現修正】</p>	B

87	<p>P84 基本的方向Ⅲに、太陽光発電を行っている家の南側には、太陽光パネルの妨げになるような障害物を建てることができなくする日陰防止条例を盛り込んではどうか。これは、再エネを普及させるために必要と考える。</p>	<p>建築基準法に加えて川崎市独自基準として都市計画で高度地区を定めており、計画建築物における北側に面する建築物の部分に対し、高さの制限が定められています。これにより、南側に建築物が建築される場合においても、北側の建築物に対する日照は一定程度確保されているものと考えております。</p> <p>また、建築基準法及び川崎市建築基準条例では、計画建築物が周囲におよぼす日影の規制を定めており、さらに日影の規制を強化することは建築計画におよぼす影響が大きく、困難であるものと考えております。</p>	D
88	<p>家に太陽光発電設備をつけても、周りに高い建物ができると、光が当たりにくくなる。市として何か対策を検討しているのか。</p>	<p>建築基準法に加えて川崎市独自基準として都市計画で高度地区を定めており、計画建築物における北側に面する建築物の部分に対し、高さの制限が定められています。これにより、南側に建築物が建築される場合においても、北側の建築物に対する日照は一定程度確保されているものと考えております。</p> <p>さらに、高さに関する規制を独自に行うことは、建築計画におよぼす影響が大きくなるため現状においては困難であるものと考えております。今後、国又は他都市の動向を注視しながら必要に応じて検討してまいります。</p>	D
89	<p>「施策 No.3 ウ 民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進」に関して、再エネ・省エネに加え、省資源も加えていただきたい。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>省資源も含めたごみの減量の施策については、P110、111に記載のとおり、基本的方向Ⅵ(脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち)の施策の中で対応してまいります。</p>	D

90	<p>市内のリフォーム業者及び太陽光発電/太陽熱給湯業者に対して、研修、認定制度を行うべきである。</p>	<p>研修につきましては、住宅リフォーム業者等の市内中小建設業者の経営改善を目的として、省エネや災害対応、働き方改革等の時機を捉えたテーマで研修会等を実施しております。また、住宅工事の契約時における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、住宅工事事業者と消費者支援協定を締結しており、住宅工事の契約が消費者にとって明確かつ公正なものとなるよう、事業者が守るべき規定を設けているところでございます。</p> <p>認定制度につきましては、リフォーム業者等の認定ではありませんが、温室効果ガス削減に貢献する企業の製品・技術等を評価し認定する制度や、CO₂削減に資する優れたノウハウや取組を行う事業者を表彰制度などを実施しております。引き続き、これらの取組を通じて、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。</p>	D
91	<p>P90 No.4 エ 中小企業支援の取組推進について、専門家による再エネ・省エネのコスト・技術情報を提供し、中小企業の再エネ・省エネの取り組みを促進するとともに、その成功事例を横展開できるような仕組みをつくれれば、中小企業にも、もっと取組が広がるのではと思う。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>市内企業の脱炭素化の取組促進に向けて、金融機関や経済団体と連携して、創エネ・蓄エネ・省エネの各取組の支援メニューや成功事例を紹介するガイドブックを作成し、取組を進めてまいります。</p>	B
92	<p>「施策 No.6 カ 環境学習・普及啓発の推進」に関して、街のいたるところにプラスチックごみ（菓子の個装など）がポイ捨てされている。小中学校はもとより高校、大学での環境教育も大変重要だと考える。</p>	<p>本市では、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」に基づき、循環型社会の構築はもとより、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた環境配慮型の“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換を図るため、ごみの減量化・資源化に取り組んでおります。</p> <p>環境学習・普及啓発の推進につきましては、環境配慮行動の浸透と分別意識の向上に向け、ごみの減量・リサイクルの体験学</p>	D

		習などを行う「出前ごみスクール」や「ふれあい出張講座」を実施しており、また、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に基づき、子どもから大人まで幅広く環境教育・学習の取組を進めております。引き続き、これらの取組を実施し、環境意識の向上を図ってまいります。	
93	「施策 No.6 カ 環境学習・普及啓発の推進」に関して、小中学校での総合学習における市民環境団体による出前授業は、現状では大変重要な活動だと思う。これほど重要なことを市民ボランティアの出前授業に頼るだけでなく、カリキュラムの中にきちんと位置付ける必要があるのではないか。	環境教育・学習については、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に基づき総合的に取組を進めており、小中学校での総合的な学習の時間で実施される環境教育・学習については、各学校において教育課程を編成の上、実施しております。引き続き、市民ボランティアの環境出前授業の他、環境副読本を活用した取組など、小中学校における環境教育・学習の取組を進めてまいります。	D
94	小学校から大学までの学校教育や社会人へ働きかける仕組みの構築について、明記する必要がある。	環境教育・学習については、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に基づき総合的に取組を進めております。本プログラムにおいて、小学校から大学までを含めた成長過程に応じた取組や、「地域環境リーダー育成講座」など、大人向けの講座の開催等による人材育成を進めることを掲げており、引き続き、本プログラムに基づく取組を進めてまいります。	D
95	再生可能エネルギーの導入について、公立小中学校屋根への普及が進んでいるのは素晴らしいが、それを活用した気候変動やエネルギーに関する環境教育が、それぞれの学校で実施されることを希望する。	本計画では、P49に記載のとおり、川崎市地球温暖化防止活動推進員が、市や市民、事業者、川崎市地球温暖化防止活動推進センターと連携しながら、地球温暖化対策の実践活動や普及啓発を行っておりますので、気候変動や再生可能エネルギーに関する内容を含めて、小・中学校等地域における環境教育・環境学習などを実施してまいります。	D

96	<p>P91 施策 No.6 カ 環境学習・普及啓発の推進について、学校の給食から出る生ごみを堆肥化し、学校や地域の畑で活用して、採れた野菜を学校給食の自校献立に活用する一連の流れを構築して、地域課題を解決する実践的な環境学習を推進してください。都市型の地域であっても、地域の野菜の生産、消費、廃棄まで一連の営みができることを子どもたちと共に実践してください。</p>	<p>学校給食から出る生ごみの堆肥化については、市内の小学校（1校）に業務用生ごみ処理機を設置し、野菜くず及び残飯等の残さの減量化・資源化に取り組むモデル事業を実施しています。処理機から出る一次発酵物を市内の農地へ運搬し、二次発酵させて堆肥にし、農業に活用しております。引き続き、取組を進めてまいります。</p>	D
97	<p>意見として、もっと行政×市民×事業となる柱があるといいなと思う。たとえば、事業者と市民が生ごみを堆肥化し、畑で事業者と市民に使い、育てた野菜を地産地消として給食で食べる。この一連の流れを全て、学校教育にも取り入れる。それが川崎市のような都市型の暮らしの中でもできることを、川崎市みんなで一丸となって示したい。</p>	<p>本計画では、P78に記載のとおり、基本的方向Iに「市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち」として、あらゆる主体が協働して取組に参加し、市民・事業者・行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指すとしております。「脱炭素アクションみぞのくち」など、市民団体や事業者と連携した行動変容を促進する取組をはじめ、多様な主体が参加する推進組織である「CC川崎エコ会議」を中心とした連携の強化等、取組を進めてまいります。また、生ごみの堆肥化については、市内の小学校（1校）に業務用生ごみ処理機を設置し、野菜くず及び残飯等の残さの減量化・資源化に取り組むモデル事業を実施しています。処理機から出る一次発酵物を市内の農地へ運搬し、二次発酵させて堆肥にし、農業に活用しております。引き続き、取組を進めてまいります。</p>	D
98	<p>「施策 No.6 カ 環境学習・普及啓発の推進」に関して、町内会や市民セミナーなどでの「身近な生活と環境」などの啓発活動も重要である。</p>	<p>本計画では、P91に記載のとおり、川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携し、町内会への環境学習会のほか、市民等を対象としたセミナーを開催しております。こうした取組について、引き続き市民の皆様にも広く伝わるよう、わかりやすい周知・広報を進めてまいります。</p>	B

99	<p>この計画案は、川崎市が 2020 年 11 月の脱炭素戦略で示した危機感を基本に策定されているが、市民に計画策定者の危機感が十分に共有されているとは思えない。</p> <p>計画の実効性を担保するためにも、危機感を市民と共有するための仕組みを構築し、普及啓発に努める必要がある。</p>	<p>本計画では、P16 以降に計画改定の背景として、「1.気候変動と地球温暖化とは」、「2.直面する気候危機」など、なぜ地球温暖化対策が必要かを記載しています。温暖化対策をいかに自分事として捉え、実行するかが大変重要となりますので、P91 に記載のとおり、教育機関と連携した環境学習や持続可能な開発のための教育（E S D）を推進するとともに、地球温暖化防止活動推進センター等と連携し市民創発による一人ひとりの脱炭素行動や気候変動への適応が促されるような取組を推進してまいります。</p>	B
100	<p>P92 高効率な省エネ家電への切り替えについて、省エネ家電の購入費アップと電気代削減の効果が見える化をすることにより、普及拡大を図ることが有効と思う。</p>	<p>P86 に記載のとおり、本市では、環境省と連携した「COOL CHOICE」の取組を進めており、その取組のひとつである、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」において、今お使いの製品と購入予定の製品を比較し、年間消費電力量、年間電気代、年間 CO₂ 排出量等について、見える化することができます。今後もこうした「COOL CHOICE」の取組について、普及啓発を行ってまいります。</p>	D
101	<p>脱炭素と同様に炭素の固定が重要であると思う。自然の解決策。市民が主体的に関われるコンポストや環境再生型有機農業によって炭素を固定するなど、炭素を固定する農業、または緑化を並走して進めるべきと思う。</p>	<p>P91 に記載のとおり、炭素を固定化し森林の循環に寄与する木材の利用を促進してまいります。また、農業・みどりの取組については、P116 に記載のとおり、農地の保全と緑化の推進の取組を進めてまいります。</p>	B

102	<p>「施策 No.7 キ 国産木材の利用促進」及び「施策 No.22 ウ プラスチック資源循環施策の強化・拡充」に関して、国産木材を使う、森林・里山を守ると言いながら、緑地や公園の整備に使われる資材（土留め板、柵、杭、階段踏板など）のほとんどがプラスチック製品である。いずれは紫外線で劣化し、大量のプラスチックごみが発生する。森林を守るためにも間伐材を使った製品を使うべきではないか。</p>	<p>間伐材を利用することは、林産地の持続可能な森林経営に寄与し、森林の整備・保全に繋がることから、本市のような都市部においても、様々な場面で間伐材を含めた木材が積極的に使われるよう、引き続き木材利用の促進に関する取組を推進してまいります。</p>	B
103	<p>「施策 No.7 キ 国産木材の利用促進」及び「施策 No.22 ウ プラスチック資源循環施策の強化・拡充」に関して、一定基準の住宅の高断熱高気密化は重要だと思う。工務店など技術者への普及啓発の省エネ講習では、断熱材の施工方法など、石油由来の新建材を使用することが前提となっている。実際、使用されている材料もほとんどが新建材である。住宅寿命が 30 年という短いサイクルで新建材のプラスチック等は埋められるか、燃やされるか、海に流れてマイクロプラスチックとなる。リサイクルで何とかできるものではない。森林を守るためにも、間伐材を使った、木質繊維断熱マットやセルローズファイバーをもっと安く、上手に使えてもらえるように講習でも取り上げていただきたい。</p>		B
104	<p>「施策 No.7 キ 国産木材の利用促進」に関して、自然素材だけに市補助金を出すなどの政策に期待します。</p>	<p>補助金につきましては、「川崎市木材利用促進事業補助制度」として、多くの市民が利用する店舗等の民間建築物において、木質化等により木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対して支援を行い、木材利用を促進するとともに、木材利用に関する意識向上を図ってまいります。</p>	D

105	P93～95 脱炭素に伴う産業構造の転換と雇用の問題について、JFE スチールの高炉休止のように、脱炭素に伴う産業構造の転換には雇用の問題を伴う場合があるため、情報公開と新たな産業形成に向けた、きめの細かいケア・支援が必要とされるのではないか。	市の産業競争力の保持とカーボンニュートラル社会の実現のため、臨海部企業に対する土地利用転換・再投資を促進する制度の構築、また、P90 に記載する中小企業支援や、P97 に記載するグリーンイノベーションの推進など、産業競争力を強化する取組を進めてまいります。 雇用については、求職者の様々なニーズに応えるとともに、社会情勢や産業構造の変化、雇用状況などを踏まえ、多様な就業支援事業を実施してまいります。	D
106	P93～95 脱炭素に伴う産業構造の転換と雇用の問題について、コロナ禍で明らかになった格差や弱者切捨てを繰り返すのではなく、抜けた底を底上げするような施策(それは脱炭素の再エネ産業や省エネ施策も含めて十分に可能です)を行政も市民も含めて共に開拓することが、脱炭素社会に求められることではないか。		D
107	P93～95 脱炭素に伴う産業構造の転換と雇用の問題について、企業に丸投げ(自己責任)ではなく、産業構造の転換を促す公助と地域自立型の脱炭素社会を共に目指したい。		D
108	エネルギー転換の時に必ず出て来るのは失業と雇用の問題。新しい省エネの仕事で、雇用を吸収出来る仕組みも、他の局と連携して作り出して欲しいと思う。	求職者の様々なニーズに応えるとともに、社会情勢や産業構造の変化、雇用状況などを踏まえ、多様な就業支援事業を実施してまいります。	D
109	P93～95 川崎市における CO ₂ 排出量は産業部門がほぼ 8 割を占め、その 9 割以上を大規模事業者が占めている。従って大規模事業者の取組が重要だと述べられているが、イメージだけで何の具体策も示されていない。	P93 に記載のとおり、産業系の CO ₂ 排出量のうち、市条例の事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度対象の大規模排出事業者の排出量が約 98%を占めており、産業系に関しては、市条例対象事業者の取組が重要となります。市条例対象事業者につきましては、P96 の「施策 No.10 ウ事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進」に記載のとおり、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を見直し、事業者の脱炭素化の取組を促進してまいります。	D

110	<p>P105 (5) 施策 No.17 海外から CO₂ フリーの水素を輸入するとしているが、世界中が脱炭素を目指すので、CO₂ フリーの水素は外国でも必要とすると思う。日本が簡単に買えると想定するのは問題だと思う。水素を国内でつくるためにも、市内や国内の再生可能エネルギーを大幅に増やすことが必要だと思う。</p>	<p>水素の供給元については、中東やオセアニア、東南アジアといった世界の様々な地域において、エネルギー関連企業等により、安定供給に向けた取組が進められているものと認識しております。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入は我が国において非常に重要と考えております。川崎臨海部においては、首都圏のエネルギー供給機能を担うなど、立地特性を活かした取組を進めてまいります。</p>	D
111	<p>将来、工場等の燃料として、水素やアンモニアを利用する計画が進められているが、水素を輸入するにしても現地生産において化石燃料を消費し、またアンモニアの生産のために大量の二酸化炭素が排出される。結果として地球全体の温暖化ガスの排出ゼロにつながらないのではないか。さらに火力発電にアンモニアを混焼することは、粉じんを大気中に放出するなど公害を発生しないか心配である。また、工場群から海や空への膨大な排熱を抑えなければ、温暖化は防げない。</p>	<p>川崎臨海部は、首都圏の市民生活や産業活動を支えるエネルギーを供給していることを踏まえ、カーボンニュートラルな社会においても、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点としてあり続けるため、海外から安価かつ安定的に CO₂ フリー水素の調達など、川崎臨海部の特性を活かした取組を進めてまいります。</p> <p>水素・アンモニアについては、将来において製造から利用までの全体的なプロセスにおける CO₂ 削減が進み、カーボンニュートラルなエネルギーとして、大気に係る排出基準等を満たしながら利用できるよう技術開発が進んでいくものと考えております。</p> <p>また、熱利用のカーボンニュートラル化や未利用熱の有効活用に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

112	消費物に対する生産時の CO ₂ 排出量の明記や炭素税導入などを、エネルギー対策と並行して実施していくことが、持続可能な将来への期待に繋がるのではと思う。	消費物に対する生産時の CO ₂ 排出量の明記については、P28 で掲載している「地域脱炭素ロードマップ」では、2030 年までに、食品のカロリー表示等を参考に製品・生産物等のライフサイクルの温室効果ガス排出量や削減努力の効果を客観的な形で見える化を目指すとしているほか、炭素税につきましては、P25 に記載のとおり、現在、国の研究会等において、炭素に価格をつけ、排出者の行動を変容させるカーボンプライシングが検討されており、その中で議論がされておりますので、本市としましては、こうした国の動向を注視してまいります。	D
113	現在の技術では代替燃料とされる水素にしてもアンモニアにしても、製造時にエネルギーを使用しているため、CO ₂ 排出係数はゼロではなく、更には必要量を安定的に確保できるかも明らかではない。市内の電力、代替エネルギーの供給計画について実現性のあるロードマップが明らかで無い状態では、各企業が成し得る CO ₂ 排出削減量は不明瞭であり、市条例に基づく各企業の CO ₂ 排出量削減目標と関係づけることが無いよう求める。	P96 に記載している「施策 No.10 ウ事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進」を進めるにあたっては、本計画における 2030 年度の達成目標や今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示す国のエネルギー基本計画等も踏まえながら検討することが必要だと考えております。	D
114	温暖化の進行を防ぐためには、いつまでも企業・事業者の「自主的努力」に頼ってはならない。従来の対策から新たに、事業者ごとに排出総量を定めて削減する公害規制の手法に転ずるべきです。	P96 の「施策 No.10 ウ事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進」に記載のとおり、温対条例に規定する事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度につきましては、見直しを行い、脱炭素化に向けた事業者の取組を評価するプラットフォームとしてステップアップを図り、事業者の脱炭素化の取組を促進してまいります。	D

115	<p>目標値（特に 2030 年）を、各企業の削減目標に具体的にどの様に反映するか、また、実現性のあるロードマップを描けるかが問題となる。</p>	<p>P93 に記載のとおり、産業系の CO₂ 排出量のうち、市条例の事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度対象の大規模排出事業者の排出量が約 98%を占めており、産業系に関しては、市条例対象事業者の取組が重要となります。市条例対象事業者については、P96 の「施策 No.10 ウ事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進」に記載のとおり、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を見直し、事業者の脱炭素化の取組を促進してまいります。</p>	D
116	<p>環境負荷の高い商品への課税や、環境負荷削減に関わる表示・ラベリングの制度について、積極的に推進してはどうか。</p>	<p>P97 の「施策 No.11 エ グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進 ⑤」に記載の「低 CO₂川崎ブランド」により、ライフサイクル全体で CO₂ 削減に貢献する製品等を認定しており、認定事業者はロゴマークの使用等により認定製品等を P R することができます。当制度については、脱炭素化の時流に合わせた見直しを図り、効果的に取組を進めてまいります。</p>	D
117	<p>川崎市だけで温暖化防止を防ぐには限界があるため、第 5 章基本的方向Ⅱ-エに述べられている「グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進」を拡大し、海外との連携を考えるべきである。</p>	<p>これまで以上に世界の優良事例の情報を積極的に収集し、世界的な脱炭素化の潮流を捉え、国内外の革新技術の利用を図ってまいります。</p>	D

118	<p>ペロブスカイト太陽電池を活用した自転車の開発を川崎市で推進できないか。ほとんどの電動自転車はバッテリーが重くて不便で車体の重さが交通事故にもつながる。</p>	<p>新たな脱炭素化・次世代技術につきましては、P97の「施策 No.11 エ グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進」に記載のとおり、各企業が技術開発やイノベーションに取り組みやすい環境を整備してまいります。</p>	D
119	<p>P99「2050年の市域の太陽光発電のポテンシャルは現在の電力消費量の約9%程度」とのことだが、農地での営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）も活用すれば、ポテンシャルを引き上げられるという試算がある。農地上部の1/3が影になってもほとんどの農作物は作るのに支障が無いこと、夏の暑さ対策になるなどの広報をしていけば、取り組みたい農家が増えると思う。営農型太陽光発電を促進する補助制度なども創設するよう求める。</p> <p>【同趣旨ほか3件】</p>	<p>ソーラーシェアリングは再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの地産地消の実現に向けた手段の一つとして認識しております。営農型太陽光の実施につきましては、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるかなど、一定の条件を満たすことが必要となっております。また、農地は農地所有者等が所有権等に基づき管理しており、ソーラーパネルの設置により、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられますことから、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p> <p>補助制度については、P102に記載の施策 No.15 ウ①のとおり、個人住宅、共同住宅における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化に関する設備に補助を行っており、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市の補助金と併用できる国や県の補助金について、市HPを活用して情報提供を行います。</p>	D

120	<p>p99 川崎でも、農地の2/3はソーラーシェアリングができる農地であり、作物をつくるのに有効性がある。夏の暑さ対策になるとかの普及啓発をしていけば、もっと増えると思う。</p>	<p>ソーラーシェアリングは再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの地産地消の実現に向けた手段の一つとして認識しております。営農型太陽光の実施につきましては、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるかなど、一定の条件を満たすことが必要となっております。また、農地は農地所有者等が所有権等に基づき管理しており、ソーラーパネルの設置により、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられますことから、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p>	D
121	<p>再生可能エネルギーの導入について、民間でも普及の余地がある。ソーラーシェアリングによる農業と発電による収入を併せ持ち、農地存続が可能となるケースもある。個人住宅への普及もまだ余地がある。</p>	<p>農地に営農型太陽光発電を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるなど、一定の条件を満たすことが必要です。ただし生産緑地に太陽光パネルを設置する場合には、生産緑地法に基づく地区内行為の許可を必要とし、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要な温室等に使用することを主たる目的とするなど一定の条件を満たすことが必要となっております。また、生産緑地は所有者等が所有権等に基づき管理しており、ソーラーパネルの設置により、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられますことから、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p>	D
122	<p>p99 生産緑地は、国土交通省の管轄で、現在ソーラーシェアリングができないが、生産緑地でもできるように国土交通省に働きかけてほしい。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>農地に営農型太陽光発電を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるなど、一定の条件を満たすことが必要です。ただし生産緑地に太陽光パネルを設置する場合には、生産緑地法に基づく地区内行為の許可を必要とし、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要な温室等に使用することを主たる目的とするなど一定の条件を満たすことが必要となっております。また、生産緑地は所有者等が所有権等に基づき管理しており、ソーラーパネルの設置により、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられますことから、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p>	D
123	<p>P99 大型駐車場や農地（生産緑地）での太陽光パネル設置の推進をしてください。国の第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギー導入に適した農地における営農型太陽光発電を推進する方針が出されている。生産緑地でも設置できるよう国にも働きかけてください。川崎市のような都市部の農地でも再生可能エネルギー発電が推進できるよう求める。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>農地に営農型太陽光発電を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるなど、一定の条件を満たすことが必要です。ただし生産緑地に太陽光パネルを設置する場合には、生産緑地法に基づく地区内行為の許可を必要とし、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要な温室等に使用することを主たる目的とするなど一定の条件を満たすことが必要となっております。また、生産緑地は所有者等が所有権等に基づき管理しており、ソーラーパネルの設置により、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられますことから、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p>	D

124	<p>P99 (3) 現状と課題について、市内で最大限、再生可能エネルギーを増やすということを前提に、市域外の再生可能エネルギーの電気の調達を進めることで、再生可能エネルギー100%の街にしてほしい。</p>	<p>P85にあるPJ1再エネに記載している地域エネルギー会社においては、廃棄物発電等の市域の再エネ電源を活用するとともに、民間事業者の電源など市域外の再エネ活用に取り組むとしており、市域内外の再エネ電源を活用し、市域の再エネ導入を進めてまいります。</p>	B
125	<p>P99 III (3) 現状と課題について、市内で最大限、再生可能エネルギーを増やすということを前提にしないと、遠くからの電気に依存するという事になってしまうと思う。</p>	<p>P73に記載のとおり、市内の再エネポテンシャルを最大限活用して、脱炭素化に取り組むことを目指すものとして、市内の再エネ導入量の目標を設定しました。この目標達成に向けて、今後様々な取組を推進してまいります。</p>	B
126	<p>P99 太陽光発電を設置することの効果をもっと見える化をすとか、PPA事業の制度等をうまくつかえば、太陽光発電がもっと増えていくと思う。</p>	<p>太陽光発電設備の普及を促すため、太陽光発電の効果について、HP等で効果的な周知を行ってまいります。</p> <p>また、P101 施策 No.14 イ②に記載の太陽光発電設備の設置については、国の地域脱炭素ロードマップ(令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議決定)において、「自治体の建築物及び土地で2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%の導入を目指す。」とされています。こうしたことを踏まえて、本市では、地域エネルギー会社等の新たなプラットフォームを活用しながら、初期費用等の負担がない屋根貸し自家消費モデル(PPAモデル)による太陽光発電設備の導入を進めてまいります。</p>	D
127	<p>全体的に太陽光発電導入の文字が多く見受けられたが、風力発電や水力発電(小水力発電)など、多面的に再生可能エネルギーを取り入れていただけたらと思う。</p>	<p>市域の2050年の再生可能エネルギーポテンシャルは、現在の市域電力の約9%と試算しており、P60に記載のとおり、今後、増えて行くものは太陽光発電が中心となっていますが、今後、再生可能エネルギー設備利用率の向上や、技術革新が実現した場合は、さらに高い再生可能エネルギーのポテンシャルの数値が期待されますので、こうした動向を注視しながら再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p>	D

128	P99 市内で最大限、再生可能エネルギーを増やすということが重要だと思う。	P82 に記載の基本的な方向性として「再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち」を示しております。いただいたご意見のとおり、再生可能エネルギー利用の普及拡大に向けた取組を進めてまいります。	B
129	P 100 川崎市の一般工務店の断熱工事や太陽光発電設置工事などの技術力向上のために、技術講習を積極的に行ってほしい。 【同趣旨ほか 2 件】	住宅リフォーム業者等の市内中小建設業者の経営改善を目的として、省エネや災害対応、働き方改革等の時機を捉えたテーマで研修会等を実施しております。また、住宅工事の契約時における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、住宅工事事業者と消費者支援協定を締結して	D
130	P 100 地元の一般工務店が ZEH、ZEB 建築工事を受注でき、ユーザーは適正価格で性能の良い工事をしてもらえる環境整備が必要と思う。 【同趣旨ほか 1 件】	おり、住宅工事の契約が消費者にとって明確かつ公正なものとなるよう、事業者が守るべき規定を設けているところでございます。	D
131	P 101 の地域エネルギープラットフォーム（地域エネルギー会社等）をつくることは、川崎市の廃棄物発電を川崎市の公共施設に供給し、PPA 事業を使って市内にさらに再エネを増やす手段として有効と思うが、川崎市や地域の金融機関のバックアップがある地域エネルギー会社ができることで、他の民間の新電力会社への事業圧迫にならないように、適正な競争環境であることを望む。 【同趣旨ほか 1 件】	地域エネルギー会社の設立目的は、市域の再エネ利用拡大を目指した取組を行うことであり、電力供給エリアを市内に限定することや、電源開発やエネルギーマネジメントの取組と併せ、脱炭素に向けたまちづくりの取組を予定しており、他の民間の新電力会社と適正な競合関係となるよう事業展開を進めていく予定であります。	C
132	地域エネルギープラットフォーム（地域エネルギー会社等）については、地産地消の電気を使いやすくするのであれば、方向性として期待できる。	地域エネルギー会社が、廃棄物発電を中心とした市内の再エネ電源の活用や市域内での電源開発の取組を進め、市民や事業者など市域へ供給することで、再エネの市内循環を目指してまいります。	B

133	<p>P101 施策 No.14 イ 再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーマネジメントなどスマートエネルギーの取組推進について、脱炭素社会の実現には、行政・事業者・市民の連携が必要です。透明性の高い事業運営のために、地域新電力に市民も参画できるようにしてください。</p>	<p>地域エネルギープラットフォームに、市民や事業者など多様なステークホルダーに参画いただくことは重要であると認識しており、市民への広報や参画について、取組を進めてまいります。</p>	C
134	<p>P101 Ⅲ(5)施策 No.14 ①について、「プラットフォームの運営には、電力事業や需給管理の技術を有した民間事業者の協力が必要不可欠」（廃棄物発電有効活用計画案より）とのことだが、再生可能エネルギーを強力に進めていくために、協力相手が旧電力会社にならないことを望む。</p>	<p>地域エネルギー会社の運営には、電力事業に関する知見やノウハウだけではなく、本市のエネルギー施策に賛同し、本市とともに再エネの普及に向けて創意工夫を惜しまない事業者が必要不可欠と考えており、そのような事業者を公募型プロポーザル方式で募集してまいります。</p>	D
135	<p>市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画（案）について、まさに民・官一体となって取り組むべき課題であり、有効活用計画の事業展開案により早期実現が可能であると考え、賛成する。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>地域エネルギー会社が地域エネルギープラットフォームの中核を担い、市民・事業者などあらゆる主体とともに、地域の脱炭素化を目指してまいりたいと考えております。</p>	B
136	<p>地域エネルギープラットフォーム（地域エネルギー会社等）について、廃棄物発電の電気を主とするものであるため、将来的にプラスチック製品をきちんと分別すると発電量が低下することになるので、市民への広報の工夫が必要と思う。</p>	<p>令和9年度以降の計画は、焼却量の減少を見込んでおり、不足電力につきましては、パートナー事業者から供給を受ける予定としています。広報につきましては、今後工夫してまいります。</p>	C

137	<p>実践や行動のひとつとして、市域の再生可能エネルギー提供のシステム（プラットフォーム）を整えば、ぜひ家庭でも利用したいと思う。市域の事業者の参加などもぜひ実現して欲しい。</p>	<p>地域エネルギー会社は、公共施設や市内事業者、市民へ再生可能エネルギーを供給し、市域の再エネ普及を図ることを目的の一つとしていますが、具体的な供給先等につきましては、今後検討してまいります。また、地域エネルギープラットフォームにつきましては、市民や事業者など多様なステークホルダーに参画いただくことは重要であると認識しており、広報や参画について、取組を進めてまいります。</p>	C
138	<p>P101（5）施策 No.14 イ「政府および自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」について、川崎市は市公共施設への太陽光発電の設置をより積極的に進めて欲しい。太陽光発電のPPA事業を推進してほしい。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>地域脱炭素ロードマップでの太陽光導入の目標の達成に向け、積極的に導入を推進してまいります。</p>	B
139	<p>施策 No.14 イ② 太陽光発電の他に太陽熱給湯の設置も促進すべきである。設置の義務化も視野にいれて欲しい。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>2050年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P85には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85の表現修正】</p>	B

140	<p>事業として屋根貸しなどを運営する団体を立ち上げ、市として真剣に取り上げて欲しい。特に、マンションなどに補助金を出すなどの取り組みやすい方法を検討して欲しい。</p>	<p>P101に記載の施策 No.14 イ②に記載の太陽光発電設備の設置については、本市では、地域エネルギー会社等の新たなプラットフォームを活用しながら、初期費用等の負担がない屋根貸し自家消費モデル(PPAモデル)による太陽光発電設備の導入を進めてまいります。</p> <p>また、P102に記載の施策 No.15 ウ①のとおり、個人住宅、共同住宅における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化に関する設備に補助を行っており、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。</p>	D
141	<p>再生可能エネルギーの導入について、2030年の再生可能エネルギー導入目標は33万kW以上となっている。川崎市の地域特性から、太陽光がメインになるので、川崎市の施設でまだ実現していない、市営住宅屋根への太陽光発電設備の設置を推進して欲しい。</p>	<p>公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、技術開発動向とともに、民間事業者等による新たな取組、さらには他都市の動向も踏まえながら、積極的に推進してまいります。また、市営住宅への太陽光発電設備の設置につきましては、公営住宅への設置についての国の考え方や他都市の動向等を踏まえながら、引き続きその可能性につきまして検討してまいります。</p>	C
142	<p>「施策 No.15 ウ 市域の再生可能エネルギー普及促進」に関して、土砂災害の危険性の可能性があるが森林伐採、景観破壊を伴う再エネ開発は今後が増えると思われる。農地でのソーラーシェアリングを進めることは大切だと思うが、多摩丘陵など、森林伐採を伴う開発は、市条例で禁止するべき。</p>	<p>周辺環境に影響を及ぼすおそれのある大規模工事や開発事業については、一定規模以上の開発行為または発電の用に供する一定規模以上の出力を伴う電気工作物である場合、環境影響評価制度の対象事業となりますので、当該制度に基づき、適切な環境配慮を促進してまいります。</p>	D
143	<p>麻生区には雨水調整池が多数ある。ここに架台を設置して太陽光パネル設置をぜひ調査の上、真剣に御検討いただきたいと強く願っている。</p>	<p>P101 施策 No.14 イ②に記載のとおり、国の地域脱炭素ロードマップ(令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議決定)において、「自治体の建築物及び土地で2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%の導入を目指す。」とされています。今後、設置可能箇所の調査を行いながら、検討を進めてまいります。</p>	D

144	海外から木質ペレットを輸入して燃やすバイオマスが問題になっている。北米の原生林を切って木質ペレットとすることで、生物多様性が失われ、CO ₂ 吸収源も失われている。大量の木質ペレットによるバイオマスは決してカーボンゼロではなく、全体を見ると大量のCO ₂ を排出するといわれている。川崎市の進めるバイオマス発電は、地域の間伐材などを使用するものだと思うので、木質ペレットの使用ではない旨を記載して欲しい。	P101に記載の施策 No.14 イの地域エネルギー会社では、ごみ焼却施設から生み出される生ごみ等のバイオマスエネルギーを活用することとしており、木質ペレットは使用しておりません。また、本市の民間事業者では、地域の廃材も活用しバイオマス発電を行っていると同っております。	D
145	P102 施策 No.15 ウについて、再生可能エネルギー電力に切り替えることがCO ₂ 排出削減に最も効果的であるが、市民や事業者が電力会社を選ぶときは、電気料金の安さを重視しているのが現状である。電気料金だけでなく、電源構成やCO ₂ 排出量も考慮して市民が電力会社を選ぶことができるように、川崎市としても普及啓発活動に取り組んで欲しい。	再エネ電力に切り替えることが地球環境に貢献できることも含めて、市民へ積極的に普及啓発を行ってまいります。 なお、P102の Colum18に記載のとおり、再エネ由来電力であっても、共同購入などにより安価な電力を購入することが可能な制度もあり、こうした制度の普及・広報についても進めてまいります。	B
146	新築の個人住宅を含む建築物には必ず200V充電器を備える様な規制とインセンティブが必要と思う。耐用年数を考えれば2050年のEV100%に今から備えても遅くないと思う。	2050年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。 また、P85には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。 なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。 【P85の表現修正】	B

147	<p>P102 施策 No.15 ウ市域の再生可能エネルギー普及促進について、2030 年における温室効果ガス削減目標を達成するには、再生可能エネルギー設備を設置する施設や住宅をできる限り増やす必要があります。施設に関しては、新築・改築時だけでなく、既存の施設についても可能な限り設置をしてください。市営住宅、病院、駐車場、民間の施設などへ、地域住民や民間事業者の理解をつくりながら広げてください。</p>	<p>P101 に記載の施策 No.14 イ②に記載の市公共施設への太陽光発電設備の設置において、既存施設も含めて、初期費用等の負担がない屋根貸し自家消費モデル(PPA モデル)による太陽光発電設備の導入を周辺環境等に配慮しながら進めてまいります。また、地域の再エネ利用を推進する地域エネルギープラットフォームを活用し、市民・事業者向けの設備導入に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
148	<p>施策 No.15①ウ再生可能エネルギー設備導入義務化を視野に入れた誘導策を促進して欲しい。</p>	<p>2050 年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84 に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P85 には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85 の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p>【P85 の表現修正】</p>	B
149	<p>「施策 No.15 ウ 市域の再生可能エネルギー普及促進」に関して、個人住宅、マンション屋根を利用した再生可能エネルギーの普及促進は重要であり、個人への補助金を強化する必要があるが、太陽光発電よりも効率の良い、太陽熱温水パネルなどの普及にもっと力を入れるべき。</p> <p>太陽熱利用にも補助金を拡充してもらいたい。</p> <p>【同趣旨ほか 1 件】</p>	<p>P102 に記載の施策 No.15 ウ①のとおり、個人住宅、共同住宅における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化に関する設備に補助を行っており、太陽熱利用についても、事業者向けの補助制度を設けております。今後も、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。</p>	D

150	<p>市域で賄えない再生可能エネルギーについては他地域から調達する必要があるため、他自治体と連携して、再生可能エネルギーの導入に取り組んで欲しい。</p>	<p>P85にあるPJ1再エネに記載している地域エネルギー会社においては、廃棄物発電等の市域の再エネ電源を活用するとともに、民間事業者の電源など市域外の再エネ活用に取り組むとしており、市域内外の再エネ電源を活用し、市域の再エネ導入を進めてまいります。</p>	D
151	<p>P102 施策 No.15 ウ市域の再生可能エネルギー普及促進について、2030年における温室効果ガス削減目標を達成するには、公共施設や新築・改築時だけでなく、小規模かつ多様に導入できる既存の施設、市営住宅、病院、駐車場、個人宅、農地（ソーラーシェアリング等）などに向けた政策も必要である。</p> <p>個人住宅に対する川崎市スマートハウス補助金を、より市民が活用できるよう、充実をはかってください。</p> <p>太陽光発電の普及率は世界に先駆け進んでいるとのことだが、それを推進する助成制度、蓄電池の開発が望まれる。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>P102に記載の施策 No.15 ウ①のとおり、個人住宅、共同住宅における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化に関する設備に補助を行っており、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市の補助金と併用できる国や県の補助金について、市HPを活用して情報提供を行ってまいります。</p>	B
152	<p>P84-85 民生系PJ、P102 施策 No.15 ウ市域の再生可能エネルギー普及促進について、カーボンゼロへの一番の近道は、各家庭や事業所で使用する電気を再生可能エネルギー由来の電源に切り替えることかと思う。</p> <p>市の政策として、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えを促す強いメッセージを出すことで、市民や事業者の意識も高まる。</p>	<p>P102に記載の施策 No.15 ウ②のとおり、再生可能エネルギー電力の購入を促す「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」や、再エネ100宣言RE Actionアンバサダーとして、活動のPRを行っております。</p> <p>御意見のとおり、再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組は重要と考えており、本計画において、新たに再生可能エネルギー導入目標を設定しております。</p>	B

153	<p>P84-85 民生系PJ、P102 施策 No.15 ウ市域の再生可能エネルギー普及促進について、再生可能エネルギーへの切り替えを促す広報や支援を強化してください。再生可能エネルギーを選ぶことがいかに重要であるかを、市民や事業者へ伝え、再生可能エネルギーの電力への切り替えを促す広報が必要である。市民団体等と連携して、市民一人ひとりの選択が、川崎市の脱炭素化に大きな影響を与え、持続可能な社会の実現につながることの周知を強化してください。</p>	<p>再生可能エネルギーの普及促進について、市民向けの取組としましては、自宅に太陽光発電設備を設置できる方には、スマートハウス補助金による支援を行っております。設置が難しい方に対しては、太陽光等の自然由来の再エネ電気の購入を希望する御家庭などを募り、多くの参加者が集まることでスケールメリットが生まれ、比較的安価に再エネ電気をご利用いただく再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業、いわゆる「みい電」を九都県市で連携し取り組んでおります。また、脱炭素アクションみぞのくち広場や、転入届を出された方、小学校・保育園を通じた周知により、再エネ電力への切替を促しております。今後につきましては、感染症の状況に配慮しながらイベント等において、周知を行うなど、更なる広報の強化を進めてまいります。</p> <p>また、企業向けの取組としましては、本市は、再生可能エネルギーの導入を促す「再エネ 100 宣言 RE Action アンバサダー」に就任し、市内での再生可能エネルギー 100%利用の取組の輪を広げております。今後も、参加者のインタビューをHPで案内するなど、中小企業に向けた積極的な普及啓発を行ってまいります。</p>	B
154	<p>川崎市全体の CO₂を減らすために、屋根に太陽光パネルをとりつける事業を、早く進めて欲しい。</p>	<p>P102 に記載の施策 No.15 ウ①のとおり、個人住宅、共同住宅における太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化に関する設備に補助を行っており、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進します。</p> <p>また、市の補助金と併用できる国や県の補助金について、市 HP を活用して情報提供を行ってまいります。</p> <p>さらに、P101 施策 No.14 イ②に記載の初期費用等の負担がない屋根貸し自家消費モデル (PPA モデル) による太陽光発電設備の導入も進めてまいります。</p>	B

155	<p>計画の進行管理をするためにも、電力の情報を的確に把握することは必須である。しかしながら、現状では、太陽光発電施設の設置数、その施設の発電量、自家消費量などを把握できる制度にはなっていないと思う。計画のPDCA管理のためにも、国に対して電力関係のデータ把握のための制度構築の必要性を明記してほしい。</p>	<p>地域において、エネルギーに関する取組を効果的に進める上では、域内における再生可能エネルギー普及率をはじめ、事業所・家庭における電気使用量や再生可能エネルギーの発電量に係る情報の把握は重要となります。P120に記載のとおり、国の関係省庁に地域単位でのオープンデータ化された情報の開示について、引き続き求めてまいります。</p>	D
156	<p>基本方針Ⅳには、自転車利用を普及させるため、安全な自転車専用レーンを造設することや、傾斜地の多い地区には電動自転車購入に対する補助制度を設けてはどうか。</p>	<p>自転車通行環境の整備につきましては、自転車の利用機会の拡大や高齢者の利用の増加等に対応するため、安全、安心、快適な通行環境の充実に向けて、自転車専用通行帯や自転車の通行位置等を示す矢羽根・自転車マークなどの整備を重点的に推進してまいります。</p> <p>電動自転車購入に対する補助制度につきましては、自転車施策において、自転車は身近な乗り物であり、移動環境確保の手段の一つとして寄与することから、電動自転車に限らず、すべての自転車を捉え、その利用促進を政策に位置付けております。そのため、受益者負担の観点から自転車に対し補助制度を設ける考えはございませんが、引き続き、環境負荷の少ない自転車の利用促進に向けて広報を実施してまいります。</p>	D
157	<p>自転車通路の整備は、安全面から考えて良いものを作ってほしい。現在、歩道の真ん中あたりに金属性のポールを設置して分けているようなものがあるが、ぶつかったり、転倒した時など危険である。</p>	<p>自転車通行環境の整備につきましては、自転車の利用機会の拡大や高齢者の利用の増加等に対応するため、安全、安心、快適な通行環境の充実に向けて、自転車専用通行帯や自転車の通行位置等を示す矢羽根・自転車マークなどの整備を重点的に推進してまいります。また、自転車の通行が可能となっている歩道において、幅員が広く歩行者と自転車が輻輳している箇所などでは、状況に応じて、一部ゴム製のポールや路面表示の設置等により、通行分離を行っております。なお、金属製のポールは、交差点巻き込み部や車両乗入部から歩道</p>	E

		への車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保する目的で設置しており、国土交通省の「歩道の一般的構造に関する基準等について」に定められていることから、本市においても、基準に基づいて設置してまいります。	
158	シェアリングサイクルについて、建設緑政局が行っているモデル事業だが、誰が見てもわかりやすい使い方の広報が必要。公共施設に自動車で来た人がシェアリングサイクルを利用したいと思えるアピールになっているのか疑問。市民にどのように使ってほしいのかの視点が必要。	シェアサイクルにつきましては、実証実験において、主に駅・公共施設等への移動に多く利用され、アクセス性・利便性の向上などの効果を確認したものでございます。こうしたことから、民間事業者主体による本格運用により、利用しやすい移動手段の一つとして、より多くの方が御利用いただけるよう、サイクルポートの充実をはじめ、各種イベントや様々な機会を捉えたより分かりやすい利用方法等の広報啓発など、一層の利用・普及促進に向けた取組を進めてまいります。	C
159	P104 全国の2030年のPHV、EV、FCVの普及率のイメージが書かれていますが、川崎市の2030年、2035年を目標としたEV車の割合、充電施設の設置目標を定め、行政・市民・事業者が情報共有の下一体となってEV普及に努めて欲しい。	運輸部門の温室効果ガス削減に向け、次世代自動車の普及は重要な取組と考えておりますので、P105に記載のとおり、国の制度とも連携した取組など、普及に向けた取組を推進してまいります。また、目標については、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、必要となる充電設備の種類や数等、目標のあり方について検討してまいります。	B

160	<p>施策 No.16 ア② しんゆり MaaS 実証実験を進めていますが、定額制地域交通サービス導入も検討して欲しい</p>	<p>新百合ヶ丘駅周辺においては、公共交通の利用促進に向け、小田急電鉄と連携し、駅周辺の商業施設で買い物をした方に対し、同社が提供する MaaS アプリを通じてバス無料チケットを付与する取組やオンデマンド交通の実証等の取組を行ってまいりました。</p> <p>今後につきましては、より一層の官民連携により、市民の移動ニーズを適切に捉えた取組の充実や、目的先の施設との連携等を進めることで、様々な交通媒体の検索・予約・決済を一つのサービスとして行える環境の構築と、多様なサービスと連携した付加価値の高い MaaS の実現を目指してまいります。</p>	D
161	<p>自家用車に依存する状態から公共交通へ転換するには、集客施設等の事業者に加えて、利用者、市民参加が重要である</p>	<p>令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」において、行政・交通事業者・市民の責務・役割について記載しており、地域公共交通は、行政や交通事業者、市民（交通サービス利用者）という様々な主体によって支えられていることから、各主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、目標を共有し連携しながら力を合わせて取り組むこととしております。</p> <p>市バスでは、IC1日乗車券や環境定期制度のほか、初めてバスを御利用されるお客様に向けて、バスの乗降方法、料金の仕組みなどを記載した市バスマップの発行など、利用促進に向けた取組を実施しております。</p>	D
162	<p>施策 No.17 イ ③ バスだけでなく、タクシー・配送用車両も電動車両に転換してはどうか。</p>	<p>公共交通等につきましては、P68、69、104等に記載のとおり、スマート交通やシェアリングサービス、MaaSなどの視点も考慮し、取組を進めてまいります。</p>	D
163	<p>施策 No.17 イ ① 一定規模以上の駐車場にEV充電器の設置の義務や補助金を出してはどうか。</p>	<p>運輸部門の温室効果ガス削減に向けては、次世代自動車の普及に向けたインフラの整備は重要な取組と認識しておりますので、優遇措置等を活用しながら取組を進めてまいります。</p>	D

164	<p>施策 No.17 イ② 取組を推進するだけでなく、優遇措置を講じてはどうか。</p>	<p>P105 の施策 No.17 イ①に記載のとおり、優遇措置を活用したインフラの整備促進などにより、EVカーシェアリングについても普及に向け、取り組んでまいります。</p>	B
165	<p>施策 No.17 イ① 次世代自動車を普及促進するために、電動車両がガソリン車両等と同等か安くなるように、計画的・段階的な課税の強化・緩和を実施して欲しい。</p>	<p>運輸部門の温室効果ガス削減に向け、次世代自動車の普及に向けた取組は重要と認識しておりますので、P105 に記載のとおり、国との連携や優遇措置などにより取り組んでまいります。</p>	D
166	<p>「施策 No.17 イ 次世代自動車の普及促進」に関して、高齢者はますます増え、高齢者の交通事故も増えている。きめ細かい公共交通システムの拡充が望まれている。高齢者は 70 歳以上で免許返上にして、公共交通は完全無料にしてはどうか。</p>	<p>運転免許に関しましては、県の公安委員会が所管しているところですが、本市におけるコミュニティ交通については、地域住民により設立された協議会が主体となり、本市で検討する際のガイドラインである「地域交通の手引き」に基づいて導入に向けた取組を進めることとしており、本市は、この協議会の取組に対して、地域の課題や専門的な事項に対する積極的な支援などを行っております。現在、これまでの「地域交通の手引き」に基づく地域の主体的な取組への支援を行う中で、的確な需要把握や検討の長期化等の新たな課題が見られることから、高齢化の進展によるニーズの高まり等とともに、ICTを活用したオンデマンド交通などの新技術の開発や、タクシーの運賃・料金サービスに関する新制度の導入など、コミュニティ交通を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、「地域交通の手引き」における取組手順や支援内容を見直すとともに、新技術・新制度を活用した新たな取組について、検討を進めているところでございます。</p> <p>今後も、こうした取組を進めることで、コミュニティ交通の充実を図り、より利用しやすい地域交通環境の形成を目指してまいります。</p>	D

167	<p>P69 乗用車の PHV・EV・FCV の普及について、EV の普及率 16% の根拠と運輸部門の炭素削減との整合性を明示して欲しい。</p> <p>EV の普及については、販売購入インセンティブや内燃機関車両への税金追加、購入者の充電施設の確保、急速充電施設設置の数値目標付き計画の策定を行うべきである。</p>	<p>P69 に記載の乗用車の PHV、EV、FCV 普及率の数値は、下段注釈※2 に記載のとおり、国立環境研究所 AIM を用いた 2050 年脱炭素社会の定量化詳細版より引用しています。EV 普及施策については、P105 の施策 No.17 イ①に記載のとおり、優遇措置を活用したインフラの整備促進を行うなど、普及に向け取り組んでまいります。また、充電設備に関する目標については、国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、必要となる充電設備の種類や数等、目標のあり方について検討してまいります。</p>	D
168	<p>公共施設や大規模商業施設には複数多数の EV 充電器を義務付けるところから進めて頂きたい。</p>	<p>運輸部門の温室効果ガス削減に向け、充電設備に関する施策については、次世代自動車の普及促進に向け重要と認識しておりますので、P105 に記載のとおり、取組を進めてまいります。</p>	D
169	<p>P105 (5) 施策 No.17 イ 今使っている水素は化石燃料からなのか、再生可能エネルギーからなのかを表示して欲しい。自動車は電気自動車に、水素は高温熱の分野とし、再生可能エネルギーから水素をつくる必要があると思う。そのために、市内や国内の再生可能エネルギーを大幅に増やすということが必要だと思う。</p> <p>【同趣旨ほか 1 件】</p>	<p>現時点では化石由来の水素を使用しておりますが、P56 や P95 に記載のとおり、臨海部における CO₂ フリー水素の供給拠点の形成などを念頭に取組を進めており、将来的には海外から調達するグリーン水素をはじめ、CO₂ フリー水素が供給されるものと考えております。</p>	D
170	<p>本計画の目標には商用車の脱炭素化が抜け落ちているが、川崎の臨海地域は特に大型商用車が活動しているため、車両登録地に拘らず、利益を享受している川崎市としての炭素排出量にカウントした上で、個々の車両や企業としての排出の規制、EV や水素車両への早期転換など、国も巻き込み全国に率先して法制化を進め、対策を促進すべきと思う。</p>	<p>P105 の施策 No.17 イ③に記載のとおり、バス等の商用車につきましては、コストや運用面等の課題を勘案し、導入支援策等の検討を行ってまいります。</p>	D

171	「施策 No.17 イ 次世代自動車の普及促進」に関して、自家用車をガソリン車から電気自動車に移行していくことを期待するが、自宅屋根の再エネ発電の蓄電を電気自動車で行うプラグインシステムをもっと低価格で実現できるように補助金を強化していただきたい。	次世代自動車につきましては、本基本計画に基づき普及促進するとともに、P102に記載のとおり、電気自動車等の蓄電池としての機能にも着目し、電力利用の最適化の視点も踏まえた取組を推進してまいります。	D
172	施策 No.17 イに関して、電気マイクロバスのタクシーで同じ方向のお客さんを一度に載せるようなシェアの仕組みを普及させれば、CO ₂ 削減に繋がると思う。	公共交通につきましては、P104に記載のとおり、スマート交通やシェアリングサービス、MaaSなどの視点を考慮し、計画に基づき、取組を進めてまいります。	B
173	交通対策について、「次世代自動車の普及」としているが、電気自動車がこれからの自動車の標準になることは明らかであるため、「EV車を柱とした次世代自動車」と表現するべきである。	本計画では、P45(3)に記載のとおり、次世代自動車を定義しており、これらの車種について、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、計画に基づき普及促進を図ってまいります。	D
174	電気自動車について、電気供給場所の電気は原子力によるものではなく、自然エネルギー（再生可能エネルギー）であるべきである。	原子力政策については、国の今後の動向を注視してまいります。	E
175	「施策 No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」に関して、川崎市新庁舎はCASBEE川崎Sランクを実現とあるが、その内訳はどこに示されているのか。ZEBにどれほど近づくのか。	<p>新本庁舎のCASBEE川崎による建築物環境配慮計画書の概要については、市HP (https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000101216.html) で公表しています。また、新本庁舎のエネルギー削減率は、設計段階で再生可能エネルギー（太陽光発電・コージェネレーション）を含め29%（BEI値0.71）となっておりますが、実施段階で負荷の少ない機器の選定等を行い、削減率の向上に努めてまいります。</p> <p>なお、新本庁舎を含む全ての公共施設につきましては、P107の施策No.20ア①に記載のとおり、再生可能エネルギー100%電力の導入を進めてまいります。</p>	D

176	<p>「施策 No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」に関して、新庁舎は 2022 年度に竣工し、設備更新や大規模修繕を繰り返しながら、最終的に何年使われる想定なのか。これだけ大規模な建て替えには膨大な二酸化炭素排出を伴う。LCCO₂ はどれだけと算出されているのか。少なくとも 80~100 年は使い続けなければ、年あたりの LCCO₂ は下げられないと思う。</p>	<p>新本庁舎の目標耐用年数については、神奈川県「県有施設長寿命化指針」の水準を目標として、100 年程度を想定していません。</p> <p>LCCO₂ 排出量については、CASBEE 川崎において一般的な建物約 146kg-CO₂/年・m²に対し、約 108kg-CO₂/年・m²(74%)と算出しております。</p>	D
177	<p>再エネに関しては、バイオマスは炭素中立とみる人もいますが、同じ火力発電であり、環境負荷が高く再エネとカウントしないとする NGO のレポートも見かける。まずは、市の公共設備の太陽光パネルの導入など、足元から取組を始めてほしい。</p>	<p>P60 に記載のとおり、本市の再生可能エネルギーのポテンシャルは太陽光発電が中心となります。P101 の施策 No.14 イ②のように、地域脱炭素ロードマップに基づき、本市公共施設におきましても、2030 年には設置可能な建築物等の 50%に太陽光発電設備を導入し、2040 年には 100%導入することを目指してまいります。</p>	B
178	<p>「施策 No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」に関して、「市公共施設の太陽光発電の設置拡大を進めます」とあるが、既存の施設（公営住宅、学校も含め）の太陽光発電の設置可能な屋根面はどれほどあり、2030 年までにどれだけ設置する計画か。具体的な数値目標を示してほしい。</p>	<p>今後、公共施設などの施設調査等を進め、太陽光発電の導入計画を作成してまいります。導入状況については、年次報告書等でお示ししていく予定です。</p>	C
179	<p>「施策 No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」に関して、個人住宅の太陽光パネルの設置の推進も重要だが、その前に公共での再エネを具体化して欲しい。</p>	<p>P101 施策 No.14 イ②に記載のとおり、国が策定した地域脱炭素ロードマップにおける太陽光導入の目標値の達成に向け、積極的に公共施設への太陽光発電設備の導入を推進してまいります。</p>	B

180	<p>「施策 No.21 イ 市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」に関して、太陽光パネルは 20～30 年で劣化するとも聞く。太陽光パネルの高耐久性開発とともに、大量の廃棄、リサイクルの仕組みをどうするか、研究を進めて欲しい。</p>	<p>適切なメンテナンスや可能な限りリユースすることで廃棄の発生抑制につなげるとともに、リユースできないものも可能な限りリサイクルされるよう、国の動向等を注視ながら、事業者の取組を指導してまいります。</p>	D
181	<p>建設工事の入札方式において総合評価方式というものがあるが、その中で脱炭素化の取組について加点を行い、入札の優位性に繋げることにより、建設工事現場における脱炭素化の取組に繋げてはどうか。</p>	<p>本市の入札契約制度における総合評価方式に関しては、従来から脱炭素化の取組を評価するものとして、ISO14001（環境マネジメントに関する国際規格）の認証取得状況を評価項目としています。また、令和 3 年度に主観評価項目制度（入札において必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点を入札参加資格として利用するもの）の見直しを行い、従来の ISO14001 認証取得に加えて、新たに「エコアクション 21」（環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を認証するもの）認証取得を評価対象に追加しています。</p> <p>今後につきましても、対象工事の品質等を確保しながら、脱炭素化に向けた事業者の取組を適切に評価してまいります。</p>	D
182	<p>P 107 施策 No.22 ウ プラスチック資源循環施策の強化・拡充について、プラスチックの資源化＝リサイクルの取組を強化することは評価する。しかし、プラスチックの使用量を減らさなければ、根本的な CO₂ 排出量削減につながらないと思う。私たちの日常生活にはプラスチック容器があふれている。市民の行動を変えるには、プラスチック容器を使う以外の選択肢が必要である。プラスチック容器を製造・販売している事業者も巻き込んで、私たちの暮らしを変える施策を検討してください。</p>	<p>国の「プラスチック資源循環戦略」では、分別やリサイクルが容易な環境配慮設計や再生素材、バイオプラスチック利用などが促進される仕組みを検討するとし、令和 3 年 6 月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月施行）」においても、国が製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、適合した製品を認定する仕組みを設けることとしています。</p> <p>本市としても、国や事業者の動向等を注視しながら、自治体として求められる役割を踏まえつつ、資源循環の取組を進めてまいります。</p>	D

183	<p>施策 No.23 の下水の汚泥について、汚泥からエネルギーを取り出す技術も研究をお願いしたい。</p>	<p>下水汚泥処理設備の改良に併せて、下水汚泥を処理する際に発生する廃熱を利用して発電ができる設備への改良を進めてまいります。</p>	D
184	<p>市の水道事業で使用する電力も、すでに脱炭素化に取り組んでいて今後も推進する計画である。しかしながら、上下水道局の上水の半分近くは川崎市内にある神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場から買って利用しており、企業団の水道事業は水源が遠いため莫大な電力を使って送水しているため、企業団にも本計画を周知して理解を求めることが必要と思う。</p>	<p>水道事業では多くの資源・エネルギーを消費しており、環境に配慮した事業運営が求められています。神奈川県内広域水道企業団（以下、企業団という。）におきましても、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、電力消費量削減に継続的に取り組んでいると伺っております。</p> <p>地球温暖化対策を推進するため、本市は、企業団から用水供給を受ける構成団体として、連携してまいります。</p>	E
185	<p>神奈川県内広域水道企業団は、水源を酒匂川河口から相模湖に切り替えることを計画中だが、一部は酒匂川のままである。市内の井戸を活用した水道システムの構築をお願いしたいと思う。</p>	<p>水道水源として使用していた市内の井戸につきましては、市街地にある浅井戸で水質に不安があることや、地下水の汲み上げや配水池への送水に電力を消費することなどから、廃止した経緯があり、現在、再使用する考えはありません。</p> <p>本市は、水源を共にする県内の水道事業者とともに、環境負荷の低減や給水の安定性の向上などを目的として、県内水道システムの再構築の検討を進めています。その中で、動力を使わず自然流下で導水することができる河川上流からの取水を優先的に利用していく取組などを検討しているところです。今後も、脱炭素社会の実現に向けて、検討を進めてまいります。</p>	E

186	<p>概要版に、川崎市民は環境意識が高いとありますが、川崎に住んで 20 年、そう感じたことはない。</p> <p>市民は環境教育などで学ぶだけで終わらずに、主体的に行動を起こす必要があると思う。コンポストや空き地を利用した環境再生型有機農業は市民レベルで行えるものだと思う。公立の学校内で環境再生型有機農業を行い、炭素の固定に貢献するべきである。</p> <p>地域のコンポスト化された土を使って野菜を育て給食に用いる、循環させる仕組み作りが必要と思う。</p>	<p>本市では、生ごみリサイクルの活動の経験が長く、知識を有している方を生ごみリサイクルリーダーとして認定し、アドバイザーとして小学生へコンポストを体験してもらう等の派遣を行っており、市民啓発を進めております。また、生ごみリサイクル活動を行う団体に対して助成金を交付しております。引き続き、生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみリサイクル活動団体への助成金等の取組を推進してまいります。</p> <p>また、本市では、小学校（1校）に生ごみ処理機を設置し、学校給食残さを堆肥化するモデル事業を実施しております。処理機から出る一次発酵物を市内の農地へ運搬し、二次発酵させて堆肥にし、農業に活用しております。引き続き、教育機関と連携した取組を行ってまいります。</p>	D
187	<p>施策 No.27 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進について、生ごみの堆肥化・資源化に力を入れて欲しい。学校給食や大手スーパー、飲食店など生ごみが大量に出るところから回収し、堆肥化を行う取組を検討してください。できた堆肥を地域の畑などで利用し、できるだけ化学肥料を使用しないことへ繋げてください。化学肥料も環境汚染の原因の一つである。</p>	<p>本市では、小学校（1校）に業務用生ごみ処理機を設置し、野菜くず及び残飯等の残さの減量化・資源化に取り組むモデル事業を実施しています。処理機から出る一次発酵物を市内の農地へ運搬し、二次発酵させて堆肥にし、農業に活用しております。</p> <p>また、「事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度」という業務用生ごみ処理機メーカーの登録制度を設け、食品廃棄物を排出する事業者に対して紹介するとともに、登録再生利用事業者の利用を促すことで、生ごみの減量化・資源化を推進してまいります。</p>	D
188	<p>食生産・消費・廃棄の資源循環モデル地区を定め、市民協働型での構築を進めてください。現在、川崎市では一部の地域で学校給食や工場の食堂、スーパー、家庭などから出る生ごみを堆肥化し、地域の畑や市民農園等で、堆肥として利用している事例が増えている。こうした状況の中、フードロス対策ともなる生ごみ堆肥化の取組みを、脱炭素アクションみぞのくちと同じようにモデルとなる地区を定め、取組みを広げていくことを提</p>	<p>本市では、小学校（1校）に業務用生ごみ処理機を設置し、野菜くず及び残飯等の残さの減量化・資源化に取り組むモデル事業を実施しています。処理機から出る一次発酵物を市内の農地へ運搬し、二次発酵させて堆肥にし、農業に活用しております。</p> <p>また、「事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度」という業務用生ごみ処理機メーカーの登録制度を設け、食品廃棄物を排出する事業者に対して紹介するとともに、登録再生利用事業者の利用を促すことで、生ごみの減量化・資源化を推進してまいります。</p>	D

	案する。市内でも畑と人口のバランスが地域によって差があるため、食の資源循環型モデル地区として適切な地域を選定し、検討をすすめてください。		
189	「低炭素な循環型のまちづくり」として生ごみ堆肥化に取り組んでいく中で、学校給食、企業などの食堂、大手スーパーなど、生ごみが多く出るポイントでの堆肥化をすすめ、地域の畑等での堆肥の利用促進を行ってください。また、地域の食の資源循環となるよう、生ごみ堆肥を使った畑で採れた野菜は、学校給食や食堂で使ったり、スーパーで販売され、資源として生まれた堆肥を「つくる」「つかう」、できた野菜を「食べる」の循環を継続できる仕組みづくりを求める。	D	
190	施策 No.27 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進について、家庭での生ごみコンポスト促進になるよう、補助金の予算を増やしてください。	本市では、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の交付を行っております。脱炭素化の促進に向けて、より効果が見込まれる地域内循環を促進する堆肥化タイプの機種が普及するよう令和3年10月に制度を見直しました。引き続き、生ごみ処理機等購入費助成金の交付等、ごみの減量化・資源化に向けた取組みを推進してまいります。	D

191	<p>P110 施策 No.27 ア ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進について、リサイクルだけでなく「リユース」を推進する仕組みづくりを、行政・市民・事業者の協働で進めてください。今こそごみ減量・資源化をより市内で促進するために、行政が旗振り役となって協働が進められるようにしてください。</p>	<p>本市では、「川崎市一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン)」に基づき、循環型社会の構築はもとより、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた、環境配慮型の“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換を図るため、ごみの減量化・資源化に取り組んでおります。</p> <p>循環型社会の実践には、市民・事業者のリサイクル(再利用)に関する意識向上はもちろんのこと、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R(リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(再使用))の取組が重要となりますので、今後とも市民、事業者、行政が協働して取組を推進してまいります。</p>	D
192	<p>施策 No.27 ア① リユースやシェアリングサービスの拡充を図って欲しい。</p>	<p>環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等へ積極的に協力するお店として「エコショップ」の認定や家具等のリユースとして、「リユース・リサイクルショップ」を認定するなど、民間事業者と連携した取組を実施してまいります。</p>	D
193	<p>P110 施策 No.27 ア ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進について、生ごみリサイクル(コンポスト)の取組を広げる施策を求める。各家庭からのごみ削減の意識を高めることが、本計画を加速させることにつながると思う。</p>	<p>本市では、生ごみリサイクルの取組として、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金や生ごみリサイクル活動助成金の交付の他、家庭から排出された生ごみを堆肥化した生ごみ堆肥を市内連携農園等に持ち込める場所を公開するなど、生ごみリサイクルを推進しております。引き続き、更なる生ごみリサイクルの推進に向けて、取り組んでまいります。</p>	D

194	<p>「衣類の資源回収」に関して、麻生区では年に 1、2 回程度区役所で回収されているが、どこの家庭も使わなくなった衣類の処分に困っている。少なくとも毎月 1 回は衣類回収日を設定し、各家庭の前に出せば回収してくれるシステムにしてもらいたい。衣類の再資源化を川崎市ではどのようにやっているのかも教えてもらいたい。</p>	<p>本市では衣類などの資源物の回収について、市内 31 箇所（衣類は 14 箇所）の公共施設で回収する「拠点回収事業」を実施すると共に、町内会・自治会、P T A、マンション管理組合等の実施団体が自主的に回収を行う「資源集団回収事業」により、リサイクルを推進しています。なお、資源集団回収事業の回収品目や回収頻度は実施団体で異なり、衣類について回収頻度が約週 1 ～月 1 回程度と幅がございます。今後もこれらの事業を推進してまいります。</p> <p>市内で回収されたリサイクル可能な衣類は、古布問屋を通じて、海外へ輸出されたり、国内で古着やウエス等に再利用されています。</p>	E
195	<p>施策 No.27 ア ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進について、飲食店などから廃食油を回収し、資源化してください。</p> <p>川崎市には学校給食の廃食油でリサイクルせっけんを作り、学校給食現場で使用する仕組みがある。廃食油を活用すること、せっけんを使うことが、関心を高めることに寄与できればと思う。</p> <p>市民・行政・事業者が連携し共に考える対話の場を設け、川崎市ならではの「まちの油田」を有効活用した低炭素型エネルギーの資源循環の輪を更にひろげるための施策を進めてください。</p> <p>B D F などのエネルギーをつくり、地域資源として活用することで、資源循環をすすめて下さい。市の公用車や市営バスなどで利用することで、市民や事業者の意識も高まっていくと考える。</p> <p>【同趣旨ほか 7 件】</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて再生可能な資源の活用は重要な取組と考えております。廃食油の有効活用につきましても、必要な取組のひとつであると認識しておりますので、引き続き検討してまいります。</p>	C

196	<p>川崎市ならではの「廃食油・資源循環」の仕組みを教育する機会を増やしてください。家庭や給食から出る廃食油を回収し、石けんやBDFに作り替えて資源循環させることは、脱炭素社会の実現や資源循環のまちづくり構想の推進に大きく貢献していると思います。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>環境学習に関する取組として、環境副読本を作成・配布し環境教育用教材を充実させるとともに、市立小学校への出前ごみスクールの実施等により、学校教育を通じて環境問題に関する取組への意識向上を図っております。地域内の資源循環に関する取組の推進や普及啓発は、脱炭素社会の実現に向けても重要であると考えておりますので、引き続き環境学習の推進に取り組んでまいります。</p>	D
197	<p>川崎市は、食品ロスの量を毎年把握して公表し、2030年までに半減させるべきである。</p>	<p>食品ロスについては、「一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画（案）」のP33に「食品廃棄物の削減に向けた取組強化」に記載しており、国が掲げる目標（2030年度までに2000年度比半減）に対して、本市では既に達成していると推計しておりますが、今後も更なる削減に向けて取組を強化してまいります。</p> <p>また、食品ロスを含めた食品廃棄物の量につきましては、今後把握し、一般廃棄物処理基本計画の達成状況報告書等で報告してまいります。</p>	D
198	<p>「施策 No.22 ウ プラスチック資源循環施策の強化・拡充」に関して、日本では、部屋の内装仕上げはビニールクロスが一般的である。日本以外では壁仕上げは水性塗料（ドライウォール）が一般的で、プラスチックの仕上げ材を大量に使用し、廃棄している国は日本だけである。リデュースに加えて、リフューズ（使用拒否）を考えていかなければならない時代である。</p>	<p>プラスチックごみの削減に向けてリデュースの取組は非常に重要と考えております。また、リフューズ（使用拒否）に関しましても、国や事業者等の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。</p>	E

199	<p>ごみ削減の施策の中で、廃プラスチック類の再生利用率の増加は大事ではあるが、削減の具体的な方策が見えてこない。プラスチック製品の一括回収も一つの方法ではあるが、その後、何にリサイクルされるのかを考えると、ケミカルリサイクルにだけ頼るのは、エネルギーや廃熱、脱炭素等の LCA まで踏み込んで考えると、効率的かつ効果的とは言えないと思う。</p>	<p>プラスチック資源循環の取組については、令和2年に策定した「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」においても、環境負荷が少なくなるよう優先順位を考慮して実施することとしています。今後につきましても、より環境負荷が少なくなるよう、効率的・効果的な資源化の取組を進めてまいります。</p>	D
200	<p>プラスチックの廃棄を減らす（リデュース）取組として、市民にとって身近な課題は、ペットボトルだと思う。販売流通量、廃棄量から考えても、ペットボトルを減らしていくのは重要である。川崎市では、試みとして市の施設の 29 か所に「ウォーターサーバー」の設置を行っているが、それぞれの利用頻度について、データを公開してほしい。使用頻度が低ければ、どうやって使用率を上げていくか検討することも必要だと思う。</p>	<p>プラスチックごみの削減に向けてリデュースの取組は非常に重要と考えており、本市としてもマイボトルの利用促進に向けた給水スポット導入実証事業を行い、プラスチックごみの削減に向けて取り組んでおります。給水スポットをより多くの方に利用いただくためには効果的な広報が必要であり、様々な媒体やイベント等を活用し、利用量の公開なども含めて、より効果的な啓発を実施してまいります。</p> <p>実証事業後につきましては、導入効果の検証や運用上の課題等を踏まえながら、効果的な施策について検討してまいります。</p>	B
201	<p>使い捨てプラスチックを減らすことがプラスチックの廃棄を減らすことにつながっていくと思うが、常に分別が先にかけていて、削減の具体的な取組が見当たらない。マイボトルの利用促進のための給水スポットの設置も、29 か所の実証実験から進んでいない。気軽に使える給水スポットを、もっともっとスピードを上げて設置するような施策を行ってほしい。</p>		B

202	<p>雨が降るたびに、使い捨てプラスチック製の傘袋が大量廃棄されますが、市民館・市役所・区役所をはじめ、市のほとんどの施設でも、これを使用しています。傘袋は容器包装リサイクル法にも適用がありませんので、リサイクルされず、すべて廃棄・焼却されています。違う場合は、その廃棄方法について情報をお知らせください。鍵付き傘立て等の設置は撤去の一途ですが、行政から率先して、この使い捨て傘袋の削減に取り組むことを検討して欲しいと思います。</p>	<p>事業者が排出するプラスチックごみについては、家庭系のごみとは違い、容器包装リサイクル法の対象には含まれず、全て産業廃棄物の廃プラスチック類に分類され、分別収集し処理されます。</p> <p>市内のプラスチックごみの対応に関しては、自治体として、自らが先導的に取り組む必要があることから、削減の取組を進めているところです。今後も、傘袋を含め、プラスチックごみの削減を推進してまいります。</p>	D
203	<p>PJ3に「プラスチック製品の一括回収」が挙げられているが、やはり具体的な流れが見えず、これが効果的に行動変容につながり成果が得られるのか疑問に感じた。</p>	<p>令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)」などの動きを受けて、本市でもプラスチック製品と容器包装を一括で回収する実証事業を行ってまいります。一部地域での先行実施に向けては、市民の皆様が適切に分別いただけるような広報内容の検討も含め、取組を進めてまいります。実証事業の結果等を踏まえながら、市内の事業者との連携等も含め、効果的な処理体制について検討してまいります。</p>	D
204	<p>P110 施策 No.27 ア ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進について、川崎市が目指す社会の実現のために容器包装リサイクル法の「拡大生産者責任の強化」を国にさらに強く要請してください。プラスチックの資源循環は川崎市の強みであり、素晴らしい取組ですが、海洋マイクロプラスチック問題を鑑みても、リサイクルだけに注力するだけでは、ごみの減量化は進みません。</p>	<p>令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、国が、「製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針の策定や指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設けること」や、「使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を認定し廃棄物処理法に基づく業の許可が無くとも自主回収・再資源化事業を行うことが可能となる」など、事業者の取組を促進していくこととしています。</p> <p>本市としても、国や事業者の動向等を注視しながら、自治体として求められる役割を踏まえつつ取組を進めてまいります。</p>	D

205	川崎市は使い捨てプラスチック製品の段階的禁止など、削減のための規制措置を導入してはどうか。	令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)」では、製造事業者等が務めるべき環境配慮設計に関する指針の策定や、市区町村の分別収集・再商品化の促進のほか、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に向け、製造事業者による自主回収及び再資源化の促進やワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準を策定することとしております。本市といたしましても、国や事業者等の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。	D
206	基本的方向VIには、スーパーなどの販売者がリユース可能な容器を使って販売し、それを回収再利用する方式を普及できないか。	令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)」では、製造・販売事業者等による自主回収の取組として、自主回収・再資源化する計画の認定制度や店頭回収等の促進などが示されています。本市としても、国や事業者の動向等を注視しながら、自治体として求められる役割を踏まえつつ、ごみの減量化・資源化の取組を進めてまいります。	D
207	「プラスチックに係る資源循環の促進」に関する提案として、日本の弁当、総菜、鮮魚、肉類、お菓子等は、世界一過剰にプラスチック容器に入れられている。今から50～60年前は新聞紙等に包まれて売られていた。今こそ過剰なプラスチック容器を、メーカーにも協力してもらい、昔の様にあらゆる物をできるだけ量り売りにし、消費者は容器持参で購入する世の中に戻すべきである。メーカー、消費者、川崎市が一体となってこの運動を推進する必要がある。	プラスチックごみの削減を含め、環境に配慮し、ごみの資源化・減量化に取り組んでいる事業者をエコショップに認定し、市ホームページで発信することで市民への普及・啓発を図っています。また、市内のスーパー、ショッピングモール、商店街等に対し、簡易包装の推進や、マイバッグの使用を呼びかけるポスターを配布しマイバッグの使用を推進しています。さらに、地域におけるボランティアリーダーである廃棄物減量指導員との連携をはじめ、「ごみゼロカフェ」等の市民参加型のイベントを実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。今後もプラスチック資源循環に向けて、市民・事業者・行政が協働した取組を推進してまいります。	D

208	<p>基本的方向Ⅶの適応策として、安全対策施設を設けるだけでなく、そこを危険地域に指定して人が住めなくする方法もあるのではないかと。</p>	<p>今後、気候変動の影響により、熱中症や蚊が媒介する感染症（マラリア・デング熱等）、豪雨被害等のリスクの増加が懸念されます。特に豪雨被害による水害対策につきましては、学校等の公共施設を災害時における避難所（安全対策施設）として確保するとともに、その運営のための電源確保等を進めてまいります。また、土砂災害特別警戒区域等の防災リスクの高い区域においては、関係法令により一定の建築物等に対して規制がなされており、さらなる規制については、自然災害の激甚化などの進展を踏まえた都市機能等の誘導の考え方の検討を進める中などにおいて、参考とさせていただきます。</p>	C
209	<p>市街地や住宅地内のポイントポイントに温度計・湿度計を設置してはどうか。維持管理は手間かもしれないが、気候変動が身近なものとなると思う。</p>	<p>本市では、区役所、学校など9箇所（各区1か所以上）で一般環境大気を測定しており、気温及び湿度についても測定し、市ホームページにリアルタイムで公開しております。また、令和2年度に設置した「川崎市気候変動情報センター」において、市民や事業者向けに気候変動に係る情報発信・提供を行っておりますので今後も分かりやすい情報発信・提供をしてまいります。</p>	D

210	<p>P113 施策 No.34 オ 暑熱対策(ヒートアイランド対策含む)の推進について、都市農地を守り、緑地の価値を高める生産緑地地区での営農型太陽光発電を推進するよう、国へ働きかけてください。生産緑地で発電した再生可能エネルギーを農業で利用することにより、農業でのCO₂排出量を削減できる。発電に使用する太陽光パネルは適度に日陰をつくるため、農作業の負担を軽減し、農作物の収量減少を抑える効果も期待できる。発電した電気は農機具で使用したり、災害時の非常電源として活用することで、農地の防災機能を高めることにもつながる。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>農地に営農型太陽光発電を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるなど、一定の条件を満たすことが必要です。ただし生産緑地に太陽光パネルを設置する場合には、生産緑地法に基づく地区内行為の許可を必要とし、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要な温室等に使用することを主たる目的とするなど一定の条件を満たすことが必要となっています。また、生産緑地は所有者等が所有権等に基づき管理しており、ソーラーパネルの設置により、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられますことから、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p>	D
211	<p>雨水を公共施設で利用している自治体もある。雨水利用の計画も検討して欲しい。</p>	<p>雨水を貯めて日常的に利用することは、節水やCO₂の削減に資する優れた取組ですので、自ら取り組む事業者等を表彰し、他の事業者にも導入が広がるように広報を実施しております。引き続き、事業者等のCO₂削減の取組を推進してまいります。</p>	D
212	<p>P114 8行目「レジリエンスの向上に資するものとして、蓄電池の導入を促進します。」について、停電時間の長期化傾向に対し、蓄電池のみでレジリエンスを担保するためには容量・コスト面で難しい場合があると推察される。そのため、蓄電池のみならず、太陽光や将来的なカーボンニュートラル化や強靱性が高いとされている都市ガス等のエネルギーを多重利用することも合わせて、レジリエンス向上として記載されるとよい。そこで下記の修正を提案する。レジリエンスの向上に資するものとして、蓄電池の導入やエネルギーの多重化を促進します。</p>	<p>P114 に記載のとおり、レジリエンス向上に向けましては、自律分散型電源の導入によるエネルギーの自立化・多重化や、蓄電池の導入によるエネルギーの安定化を進めていくことなどを記載しておりますので、引き続き、レジリエンス向上に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

213	<p>施策 37 の緑化フェアでの取組も楽しみにしている。</p>	<p>SDGs の達成や脱炭素社会の実現に向けて、全国都市緑化かわさきフェアを契機とし、みどりの持つポテンシャルを活かし、市民、企業等の多様な主体との協働・共創による取組を推進してまいります。</p>	B
214	<p>「施策No.37 ウ全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進」について、令和6年に予定されている全国都市緑化かわさきフェアに、麻生区市民健康の森（麻生多摩美の森の会）の会員として何ができるか楽しみと同時に全国都市緑化の成功に寄与できればと思います。</p>	<p>全国都市緑化かわさきフェアでは、みどりが持つ多様なポテンシャルを効果的に活用し、市民、企業、地域の活動団体等の多様な主体と連携しながら、各地域の特色を活かした取組を全国に発信したいと考えております。フェアにおける具体的な取組を推進してまいります。</p>	B
215	<p>令和元年の豪雨のあとの多摩川の河原の殺伐とした風景は忘れられない。多摩川河原緑化や市内森林整備とともに、上流の神奈川県や東京都などと連携した森林整備を連携して行ってほしい。</p>	<p>本市では、国土交通省から河川敷の一部を運動施設等として占用しており、その一部について、地元ボランティアと連携した花壇づくりや、木陰としての植樹に取り組んでいるほか、国や都、県及び多摩川流域の市町村が一体となって流域治水を計画的に推進する「多摩川水系流域プロジェクト」を策定し、浸水被害の軽減に向けた対策に取り組んでおります。</p> <p>また、豪雨時の川の水面上昇による河原の被害を低減するためにも、水源涵養機能を有する森林の整備について、神奈川県等と連携を図ってまいります。</p>	D
216	<p>施策 No.38「樹林地・農地の保全と緑地の推進」について、人間の営みを持続的に全うする視点から、食という極めて大切な資源を地元で出来るだけ確保するという、“地産地消”の考えがまるでない。ただ保全とか、ふれあうのではなく、生命を維持するために作り、提供する、確固とした施策を進めていただきたい。</p>	<p>地産地消を図る施策と、具体的な事業については、川崎市地球温暖化対策推進実施計画に位置づけてまいります。</p>	C

217	日本に古くからある竹や麻の効用が見直され、研究が進んでいるようである。市内に緑を増やし産業につなげられたらと思う。	「川崎市緑の基本計画」に基づき、市街地に残る身近な緑や里山の緑を、ふるさとの風景や伝統文化を伝える地域資源として保全し、有効活用する取組を進めております。具体的には、ボランティア団体との協働による緑地の維持管理において発生した、木材等を活用した炭焼きや竹行燈の製作などを行っており、引き続き、様々な主体と連携した地域資源の有効活用に向けた取組を進めてまいります。	D
218	緑地を増やすことが温室効果ガス削減に有力と考えるが、その施策が弱いと思う。	本市では、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでおり、公園緑地の現状は、令和3年3月末現在 1,271箇所、面積約 758haで、平成19年と比較し、約 100ha増加しております。 市域に残された良好な樹林地等の緑地を保全するため、「川崎市緑の基本計画」に提示している緑の将来像の形成を目標として、都市緑地法、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定を行っております。 引き続き、市域に残された緑地等の再生・保全に向けた取組を進めてまいります。	D
219	等々力緑地の再計画でも脱炭素化の取組をするべきと思う。等々力緑地では食品ロス回避への徹底、生ゴミは堆肥化し、競技場などもその地域一体となって再エネ化を進められたらと思う。	等々力緑地の再編整備につきましては、太陽光発電などの再生可能エネルギーやLED化など、脱炭素化に寄与する施設・設備の導入に向けて検討してまいります。	D

(7) その他（計画全般・地球温暖化対策全般など）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
220	<p>現状をよく調査され基本計画を提案されたことに担当者の皆様に敬意と感謝を申上げる。全体的に大変分かりやすい計画案になっていると思う。環境負荷の大きい政令指定都市としての意気込みを感じる。素晴らしい計画である。ぜひとも、計画通りに実行していただきたいと思う。目標値は高いが、企業として、そして個人でも、基本理念に従い、少しでも協力をしていきたい。産業都市川崎として今後の他都市のリーダーとなるような役割を期待している。</p> <p>また、説明会での御説明、大変分かりやすく、心打たれた。</p> <p>【同趣旨ほか 20 件】</p>	<p>本計画に掲げた目標の達成に向け、しっかりと取組を進めてまいります。</p>	B
221	<p>市の施設から率先して取り組むというのが良いと思う。庁舎だけでなく、道路公園の緑化や交通、上下水道などにも取り組まれて、きっと川崎市は先進的な素敵な面白いまちになると思う。環境局のますますの活躍を祈念したい。</p>	<p>本計画に掲げた目標の達成に向け、しっかりと取組を進めてまいります。</p>	B
222	<p>同じ神奈川県民として、川崎市の気候若者会議に参加したこともある。川崎市は神奈川県の中でも大きい都市であり、その気候危機対策は非常に重要だと考える。ここで大きな一歩をぜひ進めてほしいと思う。</p> <p>【同趣旨ほか 1 件】</p>		B
223	<p>コロナウイルスは人間の叡智を集めていつか終息に向かうとして、地球温暖化は全人類が手を組んで取り組まねばならない喫緊の課題と思う。すでに始まっている異常気象をこの程度に留め、思いつく限りの策を講じて気温上昇を 1.5℃に抑えねばならない。</p>		B

224	<p>温暖化による海面上昇や北極の氷が溶けて人や白熊などの生物が生活できなくなり、先日のアメリカの竜巻などの異常気象で多大な被害が出ている現実から目を逸らしていると、茹でガエルになってしまう。とにかく行動をしながら、より良い結果が後世に残せる様、努めるべきと考える。</p>		B
225	<p>建設工事の現場においても脱炭素化の取組は最近話題になっている。</p>		B
226	<p>これだけの資料を数名で作成されたのであれば、広く情報を収集されよく整理して、本当にご苦労様でした、と言いたい。具体的に事を進めるには抽象的ではあるが、行政の中で業務をされていたメンバーであることを鑑みると、それでもよくまとまっていると思う。ただし、この資料を作るのに 10 人以上かかっていたとすると、非常に非効率で活動の仕方を考え直したほうが良いと思う。</p>	<p>計画改定に当たっては、2名の計画改定担当の体制で作業を進めてまいりました。本計画に掲げた目標の達成に向け、しっかりと取組を進めてまいります。</p>	B
227	<p>行政が作成した計画書に対してパブリックコメントという形で市民が意見を出すのではなく、作成の段階から市民が主体的に関われる、先を行く川崎市になってほしいと思う。</p>	<p>本計画の改定に当たっては、P122～P132に記載のとおり、市民・事業者・学識経験者などから御意見をいただきながら、改定を進めてきたところですが、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

228	<p>P92「脱炭素社会に向けて、一人ひとりができること」では、10年も15年も前から言われている省エネと大差ないことを「できることから進めていきましょう」という切り口である。確かに1つ1つの施策を積み重ねていくしかないが、これで間に合うのか。</p> <p>繰り返しになるが、実効性のある施策と推進体制の構築を期待している。そのうえで行政と市民と事業者とすべての機関が協力し合って、この地球の危機的局面を、少しでも改善すべく動いていけたらと思っている。</p>	<p>P92の内容については、一人ひとりができることを掲載したのですが、このうち、特に太陽光パネルの設置や再エネ100%電力への契約切り替えなどは、これから積極的に普及啓発を進めていく必要があると考えております。このほか、第6章で掲げた40の施策をしっかりと進めていき、本計画の目標達成を目指してまいります。</p>	D
229	<p>現状では電力にしる、熱にしる、化石エネルギーで作っているわけだから、それを使わざるを得ない。企業も家庭もそれらのエネルギー使用を減らす(省エネ)ことに懸命に努力している。しかし、これには限度があり根本的な解決にはならない。つまり、電力や熱エネルギーを作る電力会社やガス・石油会社、また、大量に石炭を使う製鉄会社に、再生エネや水を電気分解して作る水素などに転換していただくことしかない。これができれば産業も家庭も大幅にCO₂削減となる。つまりCO₂削減のカギを握っているのはこれらの会社である。</p>	<p>P37に記載のとおり、本市の温室効果ガス排出量の約76%が産業系部門であるため、産業系の温室効果ガス削減の取組についても、しっかりと進めてまいります。</p>	D
230	<p>P2「かわさきカーボンゼロ ロゴ」について、世界に発信する意義を考えればCO₂だけをゼロにするというメッセージでは計画の名称“川崎市地球温暖化対策推進基本計画”を包括的に表現していないことと思う。P13にある対象範囲とも齟齬があるのではないか。ロゴメッセージとデザインを再考して頂きたいと思う。</p>	<p>本計画に係る対象範囲のガスは、CO₂を含む温室効果ガス全体ですが、「かわさきカーボンゼロ ロゴ」については、分かりやすさの視点から「CO₂ZERO」の表現を用いているものです。温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、取組を進めてまいります。</p>	D

231	<p>2050年までの長期目標はもちろんであるが、直近の2030年までの取組が非常に大切である。</p>	<p>御意見のとおり、2030年までの取組が非常に重要であり、本計画についても、2030年度を計画期間に設定しております。</p>	B
232	<p>30年目標値の実現は産業系の熱エネルギーで現状排出量1,360万t-CO₂から605万t-CO₂までの削減にかかっており、この達成が対策成功の要になるのではないかと。 そのため(1)産業系の熱エネルギーの省エネ化と電化による605万t-CO₂削減実現への課題と対策、及び(2)「熱エネルギー由来CO₂の脱炭素化」の前倒しを、事業者、市、国が一体となってあらゆる手立てを検討、講じていくことが必須で、その状況を市民に早期に見えるようにしていただけないか切望する。</p>	<p>産業系の熱エネルギーの省エネ化と電化、及び熱エネルギー由来CO₂の脱炭素化に向けた取組については、P95～98に記載の施策の中で取組を進めていく予定としており、取組状況については、P120に記載のとおり、年次報告書としてとりまとめ、広く公表してまいります。</p>	D
233	<p>P77 地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条は、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。」とあり、第3項は以下のとおりであった。確認願いたい。 「3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減</p>	<p>御意見にある地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、本市の地球温暖化対策の取組を進めてまいります。</p>	E

	<p>等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。</p> <p>一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項</p> <p>二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項</p> <p>三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項</p> <p>四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項」</p>		
234	<p>温暖化をストップさせるためには、その原因であるCO₂を排出する化石エネルギーの使用を止め、再生可能エネルギーに転換する以外に方法はない。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、P56～62に記載のとおり、再生可能エネルギーの最大限活用を前提として、CO₂フリー水素の利用や、CCUS／カーボンリサイクルなど次世代技術の導入、燃料の脱炭素化等、あらゆる取組を総動員する必要があると考えております。</p>	D
235	<p>この計画を提案された皆様は2～3年で部署が変わるようだが、本当に推進できるのか疑問である。ぜひ10年は同じ部署で頑張っていたきたいと切に願う。</p>	<p>P118に記載のとおり、計画の推進体制を位置づけ、職員の配置に関わらず着実に取組を進めてまいります。</p>	E

236	<p>本計画の中で産業政策に関わるものは大企業任せのものが多く感じられる。しかし、今コロナ禍で明らかになったのは貧困の増大と底なしの格差である。社会の底上げが必要であり「人権」こそが擁護されるべき価値であり、効率、利益等はそのバランスで考慮されるべきだと思う。</p> <p>その視点から気候危機対策を見れば、すでに識者の「古いエネルギー産業の縮小による労働者の失職は、再エネ事業やその関連の産業創出でカバーし得るものである」との指摘もある。何よりも、この脱炭素社会への移行の中で、格差の拡大や貧困の増大は避けなければならない。それらは、言うまでもなく再エネ事業やゼロエミッション建築事業等の展開ともつながり得ることだ(全てをそれらに限定はしないが)と思う。このような観点を踏まえての計画を期待する。</p>	<p>P30 に記載のとおり、地球温暖化対策を成長の機会と捉え、市内企業が新しい時代をリードしていくチャンスであると考えておりますので、P90 に記載する中小企業支援の取組や、P97 に記載するグリーンイノベーションの推進の取組など、産業競争力を強化する取組についても進めてまいります。</p>	D
237	<p>最先端の技術に頼ることで脱炭素を達成しようとしていると感じた。それに頼り過ぎると達成は難しいのではないか。</p>	<p>熱エネルギーの非化石燃料化や製造プロセスの脱炭素化については、将来の技術革新が必要であり、本市としては、川崎発進の技術貢献・イノベーションを推進してまいります。一方で、脱炭素社会の実現に向けては、P58 に記載のとおり、2030年までは電力・熱エネルギーの省エネ化を徹底して進めて行き、そのうえで、熱エネルギーの電化と再生可能エネルギーの導入を着実に進めていくこととしており、これらは既存技術の活用により進めてまいります。</p>	D
238	<p>この脱炭素が川崎のすべての政策を包括するイメージがある。</p>	<p>P11 の図に示しているとおり、本市の全ての政策については、川崎市総合計画において包括されるものです。令和4年3月に策定した川崎市総合計画第3期実施計画において、脱炭素化の取組は重要な施策の1つとして位置付けられておりますので、しっかりと取組を進めてまいります。</p>	D

239	P118 の推進体制について、それぞれの役割及び相互の関係は何か。また、地域エネルギー会社との関係性は何か。	CC 川崎エコ会議、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、川崎市地球温暖化防止活動推進員、川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議の具体的な内容や役割については、本編 P119 に記載のとおりであり、今後は、CC 川崎エコ会議を中心に、推進体制の強化・拡充をしてまいります。 また、地域エネルギー会社は、本市が出資して設立する会社ですので、本計画における推進体制と連携し、脱炭素社会の実現に向けた事業の展開を検討してまいります。	D
240	政策内容の各施策に対する主な事業が記載されているが、何時迄にどういった事を行うのか、具体的内容とタイムスケジュールが明確になっていると良いのでは。	取組の具体的な内容やスケジュール等については、令和 3 年度末に策定する川崎市地球温暖化対策推進実施計画において示してまいります。	D
241	市内における二酸化炭素排出量のほとんどは産業界からのものである。また、地球温暖化対策の推進に関する法律によると、電力からの排出量は、「間接配分」として、本来電力会社の排出分を消費者の排出分として算定されている。従って、川崎市の地球温暖化対策推進基本計画の骨格は、基本的に産業界の排出削減にシフトしたものにすべきです。	温室効果ガス排出量については、御意見のとおり産業系の排出が中心であり、エネルギーの脱炭素化が必要となりますが、P62 に記載のとおり、エネルギーの脱炭素化に向けては、市民・事業者の消費行動が、今よりもさらに環境に配慮した行動へと変容していくことで、そのニーズに応える製品・サービスの促進に繋がるため、産業界への取組と併せて、民生系への取組についてもしっかりと進めてまいります。	D
242	大企業や事業所による、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出に関しては、他の公害物質と同様に「発生源責任」並びに「汚染者負担の原則 (PPP)」が適用されるべきです。二酸化炭素が公害物質であることは、外国では常識である。	温室効果ガス排出量は、NO _x 、SO _x 、ダイオキシン類等の大気汚染物質と異なり、化石燃料の使用に伴う直接排出量と供給された電気、熱等の使用に伴う間接排出量により把握しております。脱炭素社会の実現に向けては、市民、事業者、行政など、あらゆる主体の取組が必要不可欠となるため、P73 の「2030 年度の個別目標」に記載のとおり、民生系、産業界、市役所について個別の目標を掲げ、その達成に向けて取組を進めてまいります。	D

243	川崎市民の中には、地球温暖化対策のために行動をしたいと思っている人がたくさん居る。その行動したい人たちが何をすれば良いのか、意欲が増すような政策になっていないと感じる。気候危機が迫っていること、私たち一人ひとりが行動しなければならない時に来ていることがもっと伝わるような計画にして欲しい。	本計画では、P92に記載のとおり、脱炭素社会の実現に向けて一人ひとりができることを示すとともに、P142に記載のとおり、22のコラムを用いて具体的なイメージを掲載しておりますので、こうした具体的な内容について、今後、市民の皆様幅広く伝わるよう、わかりやすい周知・広報を進めてまいります。	C
244	まずは節電に努めた上で、日本人の粘り強さと日本企業の技術力を結集すれば、原発を除いてもエネルギー自給率 80% は実現可能ではないか。そこに目標を設定する事で日本の産業が幅広く発展して、そこから生まれた技術を世界に輸出できると考える。まずは川崎市が先導してください。	資源エネルギー庁が発行しているエネルギー白書 2021 によれば、2019 年度の日本のエネルギー自給率は 12.1% となっており、令和 3 年 10 月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、2030 年度の自給率の目標として 30% と示されております。 P61 に記載の本市の CO ₂ フリーエネルギーの可能性として、川崎臨海部では市域の一般家庭消費電力の約 28 倍、首都圏全体の一般家庭の消費電力を上回る電力エネルギーに相当する発電能力を有しております。限られた再生可能エネルギーを最大限活用することを前提として、再生可能エネルギーにより作られたクリーンな水素の調達や、将来実用化が期待される CCUS などの次世代技術の導入により、現在の大規模な化石エネルギーを非化石化していくことで、新たな CO ₂ フリーエネルギーの供給拠点として、川崎を含む首都圏の脱炭素化に大きく貢献していくことを目指してまいります。	D

245	<p>弊社では過去から省エネルギーへの取組を継続しており、効果の大きい省エネ案件は枯渇している状況で、エネルギー転換が排出量削減手段の一つとなる。電力は、川崎市も再生可能エネルギー電力に取り組むことが記載されているが、2050年で現在の市域電力の9%しか賅えない。更に、産業部門では燃焼によるCO₂が多いとされているが、例えば蒸気を熱源としている設備を電力化することは技術的に可能と思われるが、熱エネルギーを電力に置き換えた場合の再生可能エネルギー若しくは原子力発電の電力供給で需要が賅えるのか疑問が残る。</p>	<p>国は熱エネルギーなどの非電力エネルギーについては、電化を行うとともに、水素、メタネーション、CCUSなどの新たな技術を活用しながら脱炭素化に取り組むこととしております。</p>	E
246	<p>P139 右 「メタネーション」について、記載されている内容は正しい内容ではあるが、本計画に記載しているメタネーションはCO₂フリー水素を活用してカーボンニュートラルなエネルギーとするものとして記載しているので、下記を追記することを提案する。</p> <p>「太陽光発電等の再生可能エネルギーから製造するCO₂フリーの水素を使い、燃焼時に排出されるCO₂排出量と同等のCO₂を合成することにより、実質的にCO₂排出量がゼロとみなされる都市ガス（都市ガスの主成分はメタン）ができる。」</p>	<p>御意見のとおり、本計画では、CO₂フリー水素等を活用してエネルギーの脱炭素化を目指すとしておりますが、P139は用語説明のため、一般的な内容を掲載しております。</p>	D
247	<p>2022年から2025年の4年間かけて計画を立て、3年から5年で実施できるような内容というのは、計画に要する時間が長すぎ、非常識な計画としか言いようがない。計画はさっさと立てて、実際の活動期間をしっかりと確保すべき。</p>	<p>本計画に基づき、2022年4月1日より取組を実行してまいります。</p>	D

248	P119 に示される体制、P122 に示す審議会と、P118 の推進体制の関係が分かりにくい。情報共有あるいは教育啓蒙の流れや、指示系統が不明。方向性を決定し実施させ、監視し実施状況をフィードバックする流れ（PDCA）が見えない。	各体制の役割については P119 に記載のとおりとなります。指示系統については、P118 に記載のとおり、今後は CC 川崎エコ会議を中心とした推進体制のもと、取組を進めてまいります。また、P120 に記載のとおり、年次報告書を取りまとめ、学識経験者や市民代表からなる川崎市環境審議会に報告するとともに、同審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行ってまいります。	D
249	CC 川崎エコ会議は、今後、体制を強化していくのか。	P118 に記載のとおり、今後は CC 川崎エコ会議を中心とした推進体制のもと、各事業者等の自主目標の設定や進捗の管理を行うなど、体制の強化に努めてまいります。	D
250	P118 「CC 川崎エコ会議」を中心とした推進体制ということが提起されているが、関係団体だけでなく、市民にももっとアピールして、できるだけ多くの人の参加のもと、協力を推進していけるような体制をつくってもらいたいと思う。	P118 に記載のとおり、地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC 川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境問題に関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや、事業者との意見交換の場の設定など、より多くの主体が参加できるよう取り組んでまいります。	B
251	市役所の各部署との連携も必要かと思うが、その記載が一切ない。関係部署との調整は済んでいるのだろうか。	関係部署との連携・調整については、P119 に記載のとおり、市長を会長とする川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議において、市役所一丸となって進めて	D
252	ロードマップを色んな部署を巻き込んで造らないと。一部署だけでは実現に向けての推進力は出てこないのではと危惧する。	まいります。	D

253	<p>焼却から出る CO₂ は、産業廃棄物、一般廃棄物の合計でも日本全体の 2.8% です。エネルギー利用から出る CO₂ を減らす取組をお願いしたい。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、エネルギー転換部門を始めとして、廃棄物部門や、産業部門、工業プロセス部門、民生部門、運輸部門など、すべての分野において、温室効果ガス削減の取組を進めていく必要があると考えており、本計画には部門毎の取組を記載しております。</p>	D
254	<p>P118 計画の推進体制について、川崎には市民自治・市民参加の歴史がある。エネルギー政策を議論する場に市民も積極的に参加できる仕組み、例えば審議会に市民枠を設けるなどが必要。</p>	<p>P124 に記載のとおり、川崎市環境審議会では、市民公募による委員も選定しており、引き続き、市民の意見を聞きながら、取組を進めてまいります。</p>	B
255	<p>P119 体制について、脱炭素かわさき市民会議に半年参加し、提言書を令和 3 年 11 月 11 日に川崎市長に手渡した。本計画に最終提言内容の取り込みを検討の上、同市民会議の活動について記載するなど、配慮頂きたいと思う。</p>	<p>脱炭素化に向けて関心の低い市民も含めて、「脱炭素市民会議」という形で議論が行われ、77 項目もの具体的な提言をいただいたことは非常に意義があるものだと考えております。2050 年の脱炭素社会を実現するためには、市民・事業者と一丸となって、あらゆる取組を実施していく必要がございますので、「脱炭素かわさき市民会議」から御提案いただいた内容につきましても、取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	C
256	<p>「脱炭素かわさき市民会議」は、無作為抽出を基礎に集まった 75 名の一般市民から構成され、2050 年に脱炭素かわさきを実現するための市民目線での政策提言を行うことを目指して、徹底的に議論を行ってきた。その結果は、「脱炭素かわさき市民会議からの提案—2050 年脱炭素かわさきの実現に向けて」としてとりまとめ、令和 3 年 11 月 11 日に川崎市長に説明したと共に、環境局幹部の方に対しても説明等を行った。この提案は、特に、地域社会において、市民自らも地域の一因として責任を持って取り組んでいくべき分野として、「移動」、「住まい」、「消費」に焦点を絞り、77 項目の政策の提言から構成されている。本計画の策定においては、この市民会議の提案が、活かされますことを切望している。</p>		C

257	<p>脱炭素かわさきの実現は、並大抵の努力では達成できない。2050年目標をしっかりと意識し、時機を失することなく直ちに着手すべき取組や大胆な政策投入を着実に実現していかなければならない。</p> <p>この点で非常に重要なことのひとつが、「取組への市民の積極的参加」で、計画のPDCAのサイクルへの市民の意味のある参画を具体化することである。このため、行政や川崎市地球温暖化防止活動推進センター等を核として、市民の取組への支援を従来以上に強めると共に、取組の実績を持ち寄り、市民相互の交流や他のセクターとの情報共有を通じ、更に専門家のアドバイスを得て、取組みを検証し、より効果的なものに発展させていくことができるような場づくり・仕組みを創設すべきである。</p>	<p>地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境問題に関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや事業者との意見交換の場の設定など、より多くの主体が参加・交流できる場を創出してまいります。</p>	D
258	<p>P118 計画の推進体制について、「気候市民会議」の手法を取り入れた地球温暖化対策決定プロセスを継続してください。理由は、気候変動に興味・関心を持つ大勢の市民が、地球温暖化対策に主体的に取り組むことで、2050年に脱炭素社会の実現という大きな目標の達成につながると考える。現在の体制は団体に所属しない市民は参加するのが難しいようにみえる。「課題やテーマに応じた柔軟な検討体制」として「気候市民会議」の手法を取り入れた体制を提案する。</p>	<p>市の計画を策定する際には、川崎市環境審議会委員に市民委員を採用するほか、各種アンケート調査や説明会の開催など、市民意見の聴取に努めております。地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境問題に関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや、事業者との意見交換の場の設定など、より多くの主体が参加・交流できる場を創出し、多様な意見を取り入れられるよう検討してまいります。</p>	D

259	<p>P118 計画の推進体制について、行政がつなぎ役となり、市民と事業者が自由に対話する場をつくってください。脱炭素化に向けて、生活者（消費者）としての市民と対話することにより、事業者が市民や地域のニーズに応じた事業を行うことができると思う。</p>	<p>本計画では、P49に記載のとおり、市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組んでおり、多様な主体が協働して地域で率先した取組を行っています。地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境問題に関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや事業者との意見交換の場の設定など、より多くの主体が参加・交流できる場を創出してまいります。</p>	D
260	<p>脱炭素かわさき市民会議の市民提案の具体化に向けた活動を今後行う予定である。市民・行政・企業が一緒になってこそ脱炭素川崎が実現できると思う。</p>	<p>地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、本市といたしましても、市民・事業者の皆様と一丸となって取組を推進してまいります。</p>	B
261	<p>計画の実施については、川崎市全体で取り組むことが必須です。特に、市民が意識を変え、できる限り行動変容、生活スタイルを変えていくことが欠かせない。是非、計画の中に明記する形で取り組んでほしいのは、少なくとも年1回、計画の進捗を市民に説明する会を開くこと。その会では、一方的な説明に終わらず、市民と意見交換も取り入れて欲しい。</p>	<p>現行の川崎市地球温暖化対策推進基本計画につきましても、毎年度年次報告書を作成し、本市の現況や各種取組の進捗状況について、公表を行っております。御意見のとおり、本計画で掲げた目標の達成等に向けましても、行政が市民・事業者の皆様と一丸となって脱炭素化に向けた取組を進めることが重要であると考えておりますので、市民の皆様から寄せられる御意見にも配慮しながら、「第6章 施策」に記載の各種施策に取り組んでまいります。</p>	D
262	<p>実施しようとしている内容が、国・県の法律に基づくものか、川崎市の条例に基づくものか、分からない。実施すべき内容について、強制力と罰則等を付けるのか、実施に際しては補助金を付けるのか等が不明瞭。</p>	<p>本計画は、P9に記載のとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項に基づき策定する計画であり、取組の内容については、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第6条に基づき定めています。強制力や補助等については、個別の制度によって異なっております。</p>	D

263	<p>扇島の JFE スチール高炉廃止に伴って生じる跡地については、所有者との交渉により無公害・脱炭素の施設等への大変換をしてほしい。</p> <p>大規模の再生エネルギー基地にするとか、二酸化炭素の吸収源として大規模な森林・緑地として活用することを考えるべきである。</p>	<p>JFE スチールの高炉廃止に伴う跡地利用につきましては、令和3年2月1日付けで、JFE ホールディングス(株)と川崎市の間で、同地区の土地利用推進のために相互に協力することを内容とした協定を締結しております。</p> <p>この協定に基づいて同社との協議を重ねるとともに、有識者からの意見も参考としながら検討を進め、脱炭素社会への転換をはじめとする、我が国の社会課題の解決に資する土地利用となるよう、取組を推進してまいります。</p> <p>御提案内容につきましては、同社に伝えるとともに、本市における今後の扇島地区の土地利用検討の取組において、参考とさせていただきます。</p>	E
-----	--	---	----------